

## 令和3年第2回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月10日(木)	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○行政報告	8
○町政に対する一般質問	9
3番 小杉修一 議員	9
5番 常山知子 議員	13
9番 林豊 議員	22
12番 内海勝男 議員	32
○町長提出議案の報告及び一括上程	40
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	40
・議案第15号 皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	41
・議案第16号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	42
・議案第17号 皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	44
・議案第18号 令和3年度皆野町一般会計補正予算(第3号)	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第19号 町道路線の廃止について	
○承認第2号の説明、質疑、討論、採決	52
・承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)	
○承認第3号の説明、質疑、討論、採決	54
・承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町税条例等の一部を改正する条例)	
○承認第4号の説明、質疑、討論、採決	56

・承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度皆野町一般会計補正予算（第10号））	
○承認第5号の説明、質疑、討論、採決	60
・承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度皆野町一般会計補正予算（第1号））	
○承認第6号の説明、質疑、討論、採決	61
・承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度皆野町一般会計補正予算（第2号））	
○日程の追加	73
○同意第2号の説明、質疑、採決	74
・同意第2号 教育委員会委員の任命について	
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	75
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	76
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	76
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	76
○議決事件の字句及び数字等の整理	77
○閉会について	77
○閉 会	77

○ 招 集 告 示

皆野町告示第48号

令和3年第2回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月3日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 令和3年6月10日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	
9番	林	豊	10番	大澤径子	議員	
11番	四方田	実	12番	内海勝男	議員	

不応招議員（なし）

## 令和3年第2回皆野町議会定例会 第1日

令和3年6月10日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

3番 小 杉 修 一 議員

5番 常 山 知 子 議員

9番 林 豊 議員

12番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第15号 皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号 皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号 町道路線の廃止についての説明、質疑、討論、採決

1、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度皆野町一般会計補正予算（第10号））の説明、質疑、討論、採決

1、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度皆野町一般会計補正予算（第1号））の説明、質疑、討論、採決

1、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度皆野町一般会計補正予算（第2号））の説明、質疑、討論、採決

1、同意第2号 教育委員会委員の任命についての説明、質疑、採決

- 1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議決事件の字句及び数字等の整理
- 1、閉会について
- 1、閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太	平	議員		
3番	小杉修一	議員	4番	宮	前	司	議員		
5番	常山知子	議員	6番	若	林	光	議員		
7番	大澤金作	議員	8番	新	井	達	議員		
9番	林	豊	議員	10番	大	澤	径	議員	
11番	四方田	実	議員	12番	内	海	勝	男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 課長	白石純一	教育長	新井孝彦
総務課長	長島弘	みらい 創造課長	黒澤栄則
町民生活 課長	若林直樹	福祉課長	橋本賢伸
健康 課長	梅津順子	税務課長	太幡和也
参事兼 産業観光 課長	新井敏文	参事兼 建設課長	宮原宏一
教育次長	三橋博臣		

事務局職員出席者

事務局長	吉岡明彦	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（若林光雄議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。  
これより令和3年第2回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（若林光雄議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（若林光雄議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
本日は、令和3年第2回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、全員のご出席を賜り、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては、常日頃から地域づくり、まちづくりに熱心に取り組まれ、心より敬意と感謝の意を表します。  
ここに来て、新型コロナウイルス感染者も減少傾向にありますが、病床の逼迫、変異株対策、感染再拡大の懸念などにより、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置も延長されました。このような状況の中、感染防止の切り札とも言うべきワクチン集団接種を5月19日から始めました。高齢者の接種予約ですが、5月31日現在で対象者の約3割の1,155人でした。  
なお、予約申込み時においては、多くの方に不都合をおかけしましたことをおわび申し上げます。集団接種におきましては、現在も問題なく進んでいます。  
新型コロナウイルス感染症が治まらない状況を鑑みまして、今年も秩父音頭まつりを中止としました。また、天空のポピーも県の強い要請もあり、急遽中止としました。楽しみにしていた多くの皆様に心からおわびを申し上げます。例年9月末開催の慶寿の祝いも、会食を共にし、演芸を楽しみ、一堂に会して健康長寿を祝うものでありますが、感染リスクが高いため、長寿祝い金等贈呈のみで、祝賀会は中止としました。新型コロナウイルス感染症収束に向けたワクチン接種も計画どおり進めてまいります。  
このような新型コロナウイルス感染下にもかかわらず、道の駅みななの農産物直売所では、令和2年度売上額は4億6,637万円で、平成24年10月開所以来の最高額を記録しました。これは、消費者ニーズに応えた品ぞろえとコロナに負けない生産者の努力と職員のやる気のあかしであります。  
また、当町の感染者数は、現在9人で、県内感染者の1桁台は当町と東秩父村のみであります。引き続き、感染防止のため気を緩めず、マスクの適正使用や手洗い、消毒、換気の励行と3密回避、不要不急の外出自粛が各自に求められます。毎日暑い日が続きますが、間もなく梅雨入りとなります。体調管理には



十分注意していただき、この夏を乗り切りましょう。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり、11件であります。ご審議を賜り、可決いただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

---

◇

### ◎議事日程の報告

○議長（若林光雄議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

---

◇

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（若林光雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

4番 宮 前 司 議員

5番 常 山 知 子 議員

を指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定

○議長（若林光雄議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月11日までの2日間と決定をいたしました。

---

◇

### ◎諸般の報告

○議長（若林光雄議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

3月23日、秩父市役所で開催のちちぶ定住自立圏推進委員会に出席しました。

24日、長瀬町役場で開催の秩父地域議長会第4回定例会に副議長と出席いたしました。

月が変わりまして、4月26日、秩父地方庁舎で開催の秩父地域3議員連盟令和3年度第1回役員会に副議長と出席いたしました。

月が変わりまして、5月27日、埼玉教育会館で開催の埼玉県町村議会議長会臨時総会に出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

9番、林豊議員。

〔9番 林 豊議員登壇〕

○9番（林 豊議員） 9番、林豊です。秩父広域市町村圏組合議会から幾つか報告をしたいと思っております。

主な報告事項としましては、5月の21日に全員協議会、そして5月28日に臨時会、これが開催されております。主な内容につきましては、専決処分ということで、前年度よりの繰越し事項でもあった消防本部の中にあります施設についての事柄が主でありました。

全員協議会、5月21日には消防本部がその会場となり、完成した施設の見学、それから消防車の実際の実物の視察を行っております。

28日の臨時会におきましては、主に先ほどの議案事項と並びまして、恒例といいますか、2年ごとの人事変更がありまして、議長が新たに秩父市よりの浅海忠議員が議長に、副議長が横瀬選出の関根修議員になりました。当町に関係しましては、前議長でありました四方田実議員が議長を退きまして、厚生衛生常任委員でもありましたので、厚生衛生常任委員会の副委員長になっております。

その他、細々ありますが、まとめたものを事務局のほうに置いておきたいと思っておりますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 続いて、皆野・長瀬下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いします。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 2番、林太平です。皆野・長瀬下水道組合から、1点だけご報告申し上げます。

5月25日火曜日、長瀬下水道組合臨時議会が開催されました。議会構成上の問題で、長瀬町議員選出の岩田務議員が3月31日に、板谷定美議員が5月13日に組合議員を辞職したことに伴い、新たに野口健二議員と大島瑠美子議員が組合議員に選出されました。これに伴い、下水道常任委員会副委員長に大島瑠美子議員が、下水道常任委員に野口健二議員が選任されました。

管理者議案提案が1議案、監査委員の選任について同意事項が出されました。板谷定美議員が監査委員の辞職に伴い、後任に監査委員に大塚鉄也議員が選任されました。

以上で報告を終わります。

○議長（若林光雄議員） 監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果について報告がありました。この写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。



## ◎行政報告

○議長（若林光雄議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

○町長（石木戸道也） 行政報告を行います。

第6期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画・第2期皆野町障がい児福祉計画、2つ目として、第8期皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、3つ目として、令和2年度教育委員会の事務執行に関する点検評価報告書をお手元に配付いたしましたので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって行政報告を終わります。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（若林光雄議員） 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、3番、小杉修一議員の質問を許します。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） 3番、小杉修一です。おはようございます。参与席の顔ぶれも変わられまして、大変強力になられたように思います。どうぞよろしく願いいたします。

町の中心で草が伸びていたところにローソンができて、まあよかったかなと思います。先日のオープンの日行ってみたら、年配の方に交ざって子供たちが連れ立ってきて、みんなうれしそうでした。子供たちは風船をもらえて、久々のイベントをとっても喜んでいました。実はその子供たちが学校で「オリンピックはできるのになぜ運動会は駄目なの」と聞いたりして、先生が当惑するのだそうであります。これは、「バツハ会長という偉い人が決めたから」でいいのか、純真な子供たちに教育長はどう説明されますか。第3波が高止まりの中、尾身会長が急に毅然としてきましたが、負けないで真実を発信してもらいたいと思うところであります。それでは、よろしく願いいたします。

質問の第1、秩父方式の新型コロナワクチン接種予約システムについてであります。新型コロナワクチン接種の予約システムについては、通知の届いた高齢者の多くの方々が予約センターに電話をかけたが全くつながらない状況のようです。全国のほとんどの自治体がやっているように、町での対応のほうがよかったのではと思えたりします。

①、秩父方式の一体どこがメリットなのか。

②、これからもあるので、早急に改善してもらいたいが、いかがでしょうか。

③、町にある高齢者の方の入所施設の接種の状況はいかがですか。

質問の2項目、親鼻河原の利用についてであります。親鼻河原は、昨夏からずっと閉鎖されています。

①、どのような経緯ですか。また、新しいトイレは使えるでしょうか。

②、一方、日野沢親水公園ふれあい広場はできましたが、利用状況はいかがですか。私としては、どち

らも同様に開放してもらいたいと思いますが、ご見解をお願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

〔健康こども課長 梅津順子登壇〕

○健康こども課長（梅津順子） 3番、小杉議員さんから通告のありました質問事項1、秩父方式の新型コロナワクチン予約システムについてお答えいたします。

当町では、秩父市、横瀬町、長瀬町、小鹿野町と広域連携で進める、いわゆる秩父方式でワクチン接種を進めております。1点目の秩父方式のメリットですが、一番のメリットはワクチン接種先の選択肢が広がることだと思います。本来このワクチンは、住民票所在地の市町村で接種することになっておりますが、この仕組みがあることで秩父管内の5つの集団接種会場やおおむね50の医療機関の中から本人の希望により接種会場を選ぶことができます。ちなみに、町民の約6割が町内で、約4割が町外の接種会場を選択しております。また、集団接種会場に執務する医師や看護師などの担い手を確保するには医師会の協力が必要となります。秩父郡市医師会は、1市4町を管轄しており、集団接種会場に従事する医療職を確保する上では、医師会との協力体制を築くことが大切となります。その点においてもメリットがございます。

続きまして、2点目のこれからもあるので、早急に改善してもらいたいですが、いかがですかについてお答えいたします。小杉議員さんご指摘のように、4月26日から65歳以上の高齢者の予約受付を開始したところ、コールセンター、ラインともにつながりにくい状況となり、大変ご迷惑をおかけいたしました。当初は、コールセンターとラインの予約枠を1本で開始しておりましたが、公平性の観点から予約枠を1対1に設定し直し、コールセンター、ラインともに予約可能時間を統一いたしました。また、当初はご自身で2回目の予約をお取りいただく予定でしたが、2回目の接種を円滑に実施するために、1回目の接種後の3週間後に同じ会場で2回目の予約を自動的に取り、ご自身での予約は不要といたしました。さらに、コールセンターへの電話の集中を軽減するために、5月20日受付分からは年齢を区切り受付を開始しております。今後も皆様からご意見をいただきながら、改善に向けて努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 福祉課長。

〔福祉課長 橋本賢伸登壇〕

○福祉課長（橋本賢伸） 3番、小杉議員から通告のありました質問項目1、新型コロナワクチン接種秩父方式の予約システムについてのご質問のうち、3点目の町にある高齢者の方の入所施設の接種状況についてお答えいたします。

高齢者施設の入所者と従事者へのワクチン接種は、秩父地域1市4町が連携し、5月6日を初日として進めております。予約は、一般の高齢者と違い、町が間に入り希望者を取りまとめて秩父市の保健センターに報告する形で行っております。

続いて、現在の状況について3点申し上げます。まず、町内の対象施設は6施設でございます。

次に、接種の状況ですが、本日までに4つの施設が2回目の接種を終えています。残りの2施設のうち、1つは嘱託医の病院にて接種する予定で、もう一つは嘱託医が熊谷市内のクリニックのため、熊谷市がワクチンを供給し、接種する予定となっております。

最後に、接種した方の内訳ですが、これら4つの施設の入所者が152人、従事者が108人、合計260人です。また、アナフィラキシーショックなどの強い副反応はなく、接種が進んでいるところでございます。

なお、高齢者施設ではございませんが、障害者支援施設のカーサ・ミナノは、接種開始は65歳以上の一般の高齢者と同じですが、予約や接種方法は高齢者施設と同様に行っております。こちらにつきましては、入所者13人、従事者7人、合計20人が明日2回目の接種が完了する予定でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 新井敏文登壇〕

○産業観光課長（新井敏文） 3番、小杉議員さんから通告のありました質問事項2、親鼻河原の利用についてお答えいたします。

親鼻河原につきましては、皆野町が河川管理者である埼玉県秩父県土整備事務所長から環境美化対策事業として占用許可を受けた上で、ちちぶ農業協同組合が町と使用契約を締結し、親鼻橋河原河川広場として運営しているものです。

1点目の親鼻河原が閉鎖された経緯ですが、令和2年度につきましては4月から6月までの約3か月間、埼玉県からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染防止対策として営業を自粛いたしました。その後、営業を再開しましたが、7月23日の豪雨により河川敷が流出する被害を受け、その復旧手続等に時間を要したことから、実質の営業期間は6月27日から7月19日までとなりました。今年度につきましても、新型コロナウイルス感染拡大を受け、4月20日付で埼玉県から河川におけるバーベキュー等の飲食を伴う利用について自粛要請が行われたことにより、現在も閉鎖しております。河原へ降りていく進入路は閉鎖されておりますが、町で設置いたしました親鼻河原観光トイレは使用できる状況になっております。

2点目の日野沢川ふれあい広場の利用状況についてですが、時節柄多くのハイカーなど、観光客が皆野町を訪れていただいております。ふれあい広場の駐車場に車を止めて、そこからハイキングに出発される方々も見受けられています。ふれあい広場の使用は、原則自由使用となっているため、利用者数の把握はしておりませんが、そうしたハイカーを中心に休憩所として利用されております。なお、事前に許可を受ければバーベキュー等を行うことが可能ですが、先ほど申し上げたとおり、埼玉県からバーベキュー等の飲食を伴う利用について自粛要請が行われていることから、現在はバーベキューの利用を中止している対策を取っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） それでは、何点か再質問をお願いいたします。

新任の梅津課長に深々と頭をお下げいただいて、申し上げることはあまりありません。最近、改善も見られてきているようではありますが、何しろ全国的にもそのようなものかなというところはあるのですが、一つせっかくラインという方式があるのですけれども、そのラインが今の対象の年代の方は非常に苦手なものですから、やはり電話に偏らざるを得ないというところがありますので、その辺をいろいろな方策で改善していただいてやっていってもらうということで。ただ、一つまたそういう中にもいい話というか、出てきまして、ラインが使えないと、近所で「予約できた？」と声をかける、そうするとラインでやってやるよという人が現れていたりするのでありまして、自分もそういう話を近所で聞きまして、それはまた新しいコミュニケーション、いいのではないかなと思えるところもあります。そんなところもあったりするわけでありまして。どうぞよろしく願いいたします。

施設に関する接種の状況、4施設はほぼかなり進行できたようですけれども、一つ今お聞きしてちょっ

と気になったのは、熊谷市の施設だからワクチンが届かないとかというようなニュアンスで聞こえてしまったのですけれども、見通しはあるのでしょうか。見通しが無いのだったら、そこにも町が出ていてもいいのではないのでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） 3番、小杉議員の再質問にお答えいたします。

熊谷市内にあるクリニックが嘱託医となっている施設が町内に1つございます。こちらにつきましては、福祉課のほうで熊谷市の担当課と調整をいたしまして、熊谷市のほうからワクチンを供給をして接種をするということで、福祉課といたしましても調整をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 調整なのでしょうけれども、早くやってやらないと、ほかがせっかく終わっていて、高齢者の方々は待っていると思うわけなので、皆野病院というのもあるよと熊谷市に言うと、では今回に限ってはこんなときだからという話の盛り上がりも考えられるのではないのでしょうか。その辺のところをぜひ含んでいただいて話を進めてもらう、早く。いかがですか。

○議長（若林光雄議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） 3番、小杉議員の再質問にお答えいたします。

なるべく早く打てるようにということで調整はしていきたいと思えます。ただ、施設につきましては施設の嘱託医がおりますので、嘱託医が打つというような流れでやっております。施設のほうで別の病院なりというご希望があるようでしたら、それには対応をしてみたいと思えます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） よろしく願いいたします。熊谷もでかいから、向こうは向こうで大変なのでしょうから、よろしく願いいたします。

親鼻河原の利用に関してでありますけれども、また県がそのような対応であるということで、これはコロナの流れの中でというところと多少やむを得ないところがあるのかなと、その県が何でポピーまつりであんな後手を踏んだかということもありますけれども、そのような中で、トイレができましたけれども、あのトイレ使えるのですね。そうであれば、もうちょっと使えますよというか、どうも使えないようなイメージがあるので、その辺の表示的なものはいかがですか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、使える状態にはなっております。ただ、親鼻河原への進入路、これについては使用できないということで、今閉鎖している状況にあります。親鼻河原観光トイレ設置目的は、一番は親鼻河原の利用者を第一目的としております。それ以外、町道から降りて行って使用もできるわけでございますけれども、表示をしたらどうかというご意見ですが、歩いて、ウォーキングですとか、ハイカーに使っていただく分には支障はありませんけれども、車等の利用者が車を町道脇に止めて利用するというようなことも想定されますので、そういったと非常に近くに大きい交差点がございます。交通の支障も懸念されることから、表示については現段階では考えておりません。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そのような見解もあるのかもしれませんが、割かし道を町長に広げてもらって、車1台、2台、トイレのときに使われても支障がないような気はしますので、ぜひせっかくあるのだから、運動に行く小中学生も結構通るので、下田野に、使えるようによろしく願いいたします。

そんな中で、そのトイレの周りが今年度の予算の中で改修されるわけですがけれども、せっかく休んでいるような状態なので、ぜひ早くいいものに仕上げてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

今年度、親鼻河原の環境美化事業ということで、トイレ周辺に植栽をする予定であります。これにつきましては、植栽の都合もありますので、秋頃をめどに事業のほうは実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） ありがとうございます。大体一般質問として終わらせてもらいますけれども、教育長、何かご見解がいただけるでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） 小杉議員のご質問にお答えしたいと思います。

オリンピックと運動会の関連のご質問だったと思いますけれども、感染対策を講じて教育活動を実施するというのが大前提で、各幼稚園も、そして小中学校も活動を展開しているところでございます。3密を避けて可能な限り実施するという大前提で学校行事も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） どうもありがとうございます。子供たちは、かなりいろんな面で圧迫されておりますので、可能な限り安全対策を施してやっていってもらうということで、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

---

○議長（若林光雄議員） 次に、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、通常国会は会期を数日残すだけとなりました。今回の国会では、コロナ危機の中で拡充、強化が求められている医療体制を、病床削減や病院統廃合により逆に縮小していく病床削減法案や、75歳以上の医療費を1割から2割にする医療費2倍化法案が成立しました。この法案に反対する署名は100万人を超えるなど、各地で反対の声が広がりました。医療費負担が2倍になれば、約3割の高齢者が受診を控えるというアンケート結果も出ているようです。

さて、東京オリンピック・パラリンピック開催まで45日を切りました。開催に対し、多くの専門家がさ

らなる感染拡大や医療体制の逼迫の危険を指摘しています。菅政権は、一刻も早くオリンピック・パラリンピックの中止を決断し、コロナ対策に全力を挙げるべきではないでしょうか。

それでは、質問に入ります。第1番目の質問は、皆野町公共施設個別施設計画について、何点か質問をします。2017年、平成28年に皆野町公共施設等管理計画が作成され、それに基づき2021年、今年3月、皆野町公共施設個別施設計画が作成されました。その中の何点かについて質問をします。

1つは、総合管理計画の中に個別施設計画を作成するに当たっては、町民アンケートの実施、地域と町民のニーズを参考にしながら進めていくとありますが、どのように町民の声を反映したのか伺います。

2つ目は、総合センターについてです。この施設は、町民にとってはなくてはならないものであり、利用しやすい施設、町民の要望に合ったものでなければと考えます。50年が経過し、耐用年数も経過しています。計画では、これから10年かけて対策を検討するとありますが、現在のニーズに合った施設にするためにも、すぐに検討委員会を立ち上げるべきと考えますが、その考えをお聞きします。

3番目は、わく・ワクセンターについてです。計画では、当面の間は現状どおり運営していくとありますが、この施設の利用状況についてどのように考えますか。また、さらに利用を促進するために対策等、考えをお聞きします。

4番目は、学校給食センターについてです。2024年度、令和6年の竣工をめどに更新、建て替えを検討しているとあります。2020年度、令和2年度に学校給食検討委員会が設置されました。現在までどのような内容が検討されているのか伺います。

大きな2つ目は、コロナワクチンの予約と接種について伺います。

1つは、ワクチン接種の予約受付が4月26日から一斉に始まりました。しかし、予約が取れないなど、町民からの苦情や問合せで担当課は大変な状況と聞いています。現在、5月末はどのような状況ですか。

2番目は、予約について。接種を希望する高齢者、特に独り暮らしの人への援助はどのように行っていますか。

3番目は、接種会場へ行くための対応について。一人で会場へ行けない人の対応はどのように行っていますか。

最後は、国は高齢者へのワクチン接種を7月末までに終了させると言っていますが、当町の見通しはいかがですか。

以上です。

○議長（若林光雄議員） みらい創造課長。

〔みらい創造課長 黒澤栄則登壇〕

○みらい創造課長（黒澤栄則） 5番、常山議員さんから通告のありましたご質問にお答えを申し上げます。

質問事項1の1点目、皆野町公共施設個別施設計画を作成するに当たって、どのように町民の声を反映したのかについてでございます。昨年度に策定いたしました皆野町公共施設個別施設計画においては、計画期間を10年間とし、計画期間中に対策が必要な施設と次期個別施設計画策定までの間に方針の検討を要する施設の2つを掲げております。今後10年間の計画期間中に対策等が必要な施設のうち、施設の除却を行うとしたものが10件、旧農山村具展示館観光トイレ、旧更木町営バス待合所トイレ、旧消防団詰所6件、国神地内倉庫、親鼻第二公会堂裏家屋でございます。また、施設の更新を行うとしたものが1件、役場庁舎の外トイレでございます。これらは、既に施設としての機能を有していないものや、新規施設の整備により、その役割を終えたものの除却、または今後の必要性が明らかなものの更新であることから、パブリ



ックコメントにより町民のご意見を確認をさせていただく形といたしました。なお、令和3年3月1日から15日までのパブリックコメント期間内に寄せられたご意見はございませんでした。

一方、もう一つの区分でございます次期個別施設計画策定までの間に方針の検討を要する施設としては、ご質問にもございます皆野総合センター、学校給食センターをはじめ、11施設を掲げております。これらの検討に当たっては、地域や町民のニーズを十分に参考にできるよう、改めて町民アンケートの実施等について検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

〔教育次長 三橋博臣登壇〕

○教育次長（三橋博臣） 5番、常山議員からの通告のありました質問事項1、皆野町公共施設個別施設計画についての2点目、総合センターについて及び4点目の学校給食センターについてお答え申し上げます。

ご質問の順序とは前後いたしますけれども、まず学校給食センターについて申し上げます。ご承知のとおり、給食センターにつきましては老朽化が進んでいること、またいわゆるコロナ禍において給食の在り方そのものを見直す必要もあるのではないかという考えから、センターの建設の検討委員会ではなく、学校給食そのものの検討委員会という形で委員会を立ち上げたところでございます。昨年度、3回開催されました委員会では、課題の共有とその解決方法の検討を経て意見集約をし、皆野町の新しい学校給食の基本方針を定めたところでございます。基本方針では5つの項目を挙げ、本町の学校給食の今後の方向性、在り方を定めております。概要を申し上げますと、衛生管理基準に適合した給食センターを建設すること、現在と同様、食缶方式による給食を提供すること、また食物アレルギーに配慮し、おいしく夢のある給食を提供するといったような内容になっております。今年度の検討委員会、初回を6月下旬に予定をしておりますが、この基本方針に基づき、より具体的な検討を行っていただく予定でおります。

また、今回ご質問の個別施設計画の上位計画であります皆野町公共施設等総合管理計画におきましては、公共施設の複合化等により保有量の縮減を図るとしてしております。そこで、教育委員会といたしましても、新しく整備する学校給食センターについて複合施設化を検討してまいりまして、その対象に総合センターも入ってございました。公民館と給食センターの複合施設は、三芳町で実例がございますことから検討を進めてまいりましたが、結果、本町においては難しいという結論に至ったところでございます。したがって、ご質問いただきました総合センターの整備につきましては、今後単独、または給食センター以外の施設との複合化を含めた検討が必要となるところでございます。複合化と併せて貸し館、集会施設としての皆野町文化会館との重複や立地の近さ、避難所や投票所としての機能、また今後の人口の推移など、施設整備に当たり考慮しなければならない要素は非常に多岐にわたります。議員ご指摘の課題、ニーズとのミスマッチがあることも承知はしておりますが、まず町が用途、規模、立地等について様々な観点から検討し、方向づけをすることが必要と考えております。その上で利用者の視点からよりよい施設とするためのご意見を頂戴する機会を設けるべきであろうと考えております。したがって、現時点では施設の在り方、方向づけ等について、町として慎重に検討すべき段階と考えており、検討委員会の設置は予定してございません。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 新井敏文登壇〕

○産業観光課長（新井敏文） 5番、常山議員さんから通告のありました質問事項1、皆野町公共施設個別施設計画の③、わく・ワクセンターについてお答えいたします。

わく・ワクセンターは、平成6年度に町民の生活文化の向上と農業に対する理解を深める研修の場を提供し、町の活性化を図ることを目的として設置しております。1階には和室の研修室と多目的研修室としての体育館、2階に体験室があります。令和2年度の利用実績は、体験室が13件、体育館が35件、和室が23件、計71件で、利用人数は971人となっております。令和元年度は、利用件数が合計で179件、利用人数は4,389人となっており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が大幅に減少している状況にあります。これまでの主な利用目的としては、地元婦人クラブによる健康体操や編み物教室、ミニテニスなどの軽スポーツでの利用、また夏場には町内の民宿等の宿泊者による体育館の利用など、年間を通して活用されております。今後の利用促進についてですが、令和2年度末に新たにマレットゴルフ場や日野沢川ふれあい広場が整備されておりますので、これらと連携したさらなる活用ができないか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

〔健康こども課長 梅津順子登壇〕

○健康こども課長（梅津順子） 5番、常山議員さんから通告のありました質問事項2、コロナワクチンの予約と接種についてお答えいたします。

1点目のワクチン接種の予約受付開始以降の現在の状況についてお答えいたします。4月26日から65歳以上の高齢者の予約受付が開始され、5月6日からは高齢者施設入所者の接種が、5月16日からは一般高齢者を対象とする集団接種が始まりました。当町では、5月19日に第1回の集団接種を実施し、その後も毎週1回集団接種を実施しております。また、5月24日からは医療機関での個別接種を開始したところでございます。5月末時点での予約者数は1,155人、おおむね高齢者の33%が1回目の予約を入れております。接種者数につきましては、ワクチン接種記録システムに入力されている数によりますと、6月8日時点で1回目の接種が終了した者は687人、接種率17.7%、2回目の接種が終了した者は150人、接種率3.9%でございます。

続きまして、2点目の予約について、特に独り暮らしの方への援助をどのように行っていますかについてお答えいたします。この点につきましては、5月21日の民生児童委員協議会にて、民生委員さんに日頃の活動の中で支援が必要な方にお声かけいただくよう協力を要請しております。ワクチン接種を希望しているにもかかわらず、ご自身で予約を取るのが難しい方がいらっしゃる場合には、その都度情報を町にご提供いただき、その情報に基づき包括支援センター職員が家庭訪問等で状況を確認し、支援してくれる人がいないためにご自身での予約が難しいと判断した場合には、町が予約の代行を行っております。接種を希望しているにもかかわらず、予約が困難な方につきましては、その都度ご相談いただければ対応していく予定でございます。

続きまして、3点目、一人で接種会場に行けない方への対応についてお答えいたします。身体的な能力により、例えば歩行動作等に介助が必要なため、一人で会場に行けない場合にはご家族やケアマネジャー、主治医の先生等と相談しながら対応する予定でございます。また、交通手段が少ないなどの理由で会場に行くことが困難な場合は、日頃の通院手段と同じく、ご家族がいる場合にはご家族に相談していただき、また公共交通機関やお出かけタクシーの利用等を考えております。

最後に、国は高齢者へのワクチン接種を7月末までに終了させると言っていますが、当町の見通しはどうですかについてお答えいたします。秩父管内の高齢者人口は、おおむね3万5,000人です。1人の方が2回接種すると2倍の7万回の接種が必要となります。おおむね接種率を昨年度の高齢者インフルエンザと同様の70%と試算しますと、秩父地域では7月末までに高齢者の7割の方が2回接種を完了する予定でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 丁寧いろいろと答弁をいただきまして、ありがとうございます。では、再質問を順番に行っていきたいと思えます。

まず、公共施設の個別施設計画について聞きます。1番の町民の声を反映したか。パブリックコメントなどをやっていたということですが、これから10施設、10年間に皆さんの声を聞いてそれぞれやっていくのだということが答弁にあったと思うのですが、これから人口減少だとか税収の減で本当にその計画にあるように、現在の延べ床面積を28%の削減が必要だと、そういうふうな管理計画の中に言われているのですが、ぜひこれからいろいろと対象に挙げた施設については、ぜひとも町民の声を反映していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

私は順番に行くのですが、総合センターについて、検討委員会の設置は考えていないという最終的な答弁でございましたが、まずもうちょっと確認させていただきたいのは、総合センターというのは今後の運営方針や対策について、10年後の次期個別施設計画に明記するよう検討を進めると、ここにあるのですが、ということはこれから10年かけて建て替えるのだとか、移転するのとかを検討するという事で理解してよろしいのでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 5番、常山議員さんの再質問にお答え申し上げます。

今お尋ねの次期計画に掲載する、10年かけるのかということですが、10年かけてということではなく、10年以内というふうには考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 分かりました。でも、10年かけて、10年以内に結論を出すというか、そういうことだと思えるのですが、私も議会の中で何度も総合センターの状況については、町長にもいろいろとこの議会の場で発言をさせていただきましたけれども、50年が経過して耐用年数も経過しています。本当に現在利用者のニーズに合っていない状況だと私は思っています。例えば利用者の高齢化、それから体の具合の悪い人にも2階へ上がるのに階段しかないのです、今。エレベーターの設置が必要です。トイレについては、聞いてみますと、1階、2階とも洋式が1か所ずつできて、何とか使いよくなったと、そういう声を聞いています。しかし、洋式トイレをもっと増やすべきではないかと思っています。

それから、2階にある和室は38畳もあります。このような広い和室が現在必要なのか、今はヨガ体操などでやっていて、このコロナ禍ですから、広いところで間隔を空けてやるのにはすごく最適だと言っておりますけれども、この広い和室が現在本当に必要なのかという声を聞いています。

それから、最後というか、いつも出させてもらっているのは、町民の要望である図書館についてどう応えていくかです。現在は、図書室ですが、もっと利用されるもの、利用したい図書室について検討も必要

だと思うのです。図書室にほかの人に邪魔されないで集中して学習ができる場所が欲しい、そういう町民の声があります。今そういうふうな要望を持っている人は、秩父市へ行ったり、それから寄居の図書館に足を運んで、そこで集中して学習をしていると、そういうことを言っている人がいました。それから、パソコンがあそこで利用できないのか。自分の家にはないけれども、そういうことを情報を知りたいのには、図書室に行ってパソコンが利用できないのか、そういう声もあります。それから、あと言われていたのは、建て替えるときは図書館を中心とした建物にしてほしい。でも、そういってもすぐにでもどうするのか、結論を出した方がいい、そういう声を私もいろんな方から今この議会に向けて聞いてきました。ぜひこれらの要望を聞いていただいて、総合センターをどうしていくのか、町長、もし考えがあればお答え願えませんか。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今、常山議員からいろいろとパソコンだとかインターネットだとかというような要望というか、声も上がってきましたけれども、ここ数年の間にそういう新しい取組が多くなってまいりまして、10年以内という先ほど次長の答弁もありましたけれども、人口は減少する、あるいはまたそういうふうにもいろいろな利用方法も変わってきているというようなことからいたしまして、十分検討をしなければいけないかなと、こんな思いでおりますが、ではいつまでもそういう検討ばかりしているというわけにはいかないと思いますので、内部でしっかり検討はしてまいって、要望に応じていけるようにしたいと思っております。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ検討、今は検討委員会はしていかないということですが、ぜひ早急に私はそういう話し合うところをつくって、やはりやっていかないと、今も町長がおっしゃったように町民のニーズに合わない、合っていない総合センターなのです。そういう要望が皆さん多くありますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、次のわく・ワクセンターなのですけれども、利用度については今産業観光課長が答弁されたように、去年は少なくなっていたと思うのですけれども、私が調べた平成27年と令和元年の間の5年前と比べると、やはり利用回数とか利用者が大分減っています。そんなので、利用者が減っているということは本当に残念なことなのですけれども、施設の利用促進について、マレットと連携して考えていくということも言われましたけれども、私は思うのですけれども、町の施設の中には利用者が少なくなると、経費もかかりますけれども、利用促進に努力をしないまま閉鎖してしまうような施設があるのではないかと。私は、わく・ワクセンターにおいては、以前この施設にスポーツライミングを造って、若い人に利用してもらうように提案したことがあります、副町長と産業観光課でほかの施設を見学に行ってもらったこともありますけれども、やはり経費がかかる、費用がかかるということで実現できませんでした。

今回のこの施設を取り上げたのは、この近くに住む住民の方から、わく・ワクセンターがあまり利用されていないことを本当に心配して、連絡をくださいました。現在は、コロナ禍の影響でできませんけれども、例えばポッチャというスポーツがあります。それから、あと吹き矢、吹き矢などに利用したらどうか、そういうことを言われていました。先ほど答弁にもありましたように、日野沢方面には新たにマレットゴルフ場ができましたし、満願の湯もあります。そのそばにあるわく・ワクセンター、本当に利用促進を今言った例えばの話ですけれども、それに限らず積極的に進めていってほしいと思うのですが、課長、いかがですか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

議員さんから提案のありましたポッチャですか、これにつきましてはわく・ワクセンターの体育館等、スペース的には利用が可能と考えております。ポッチャにつきましては、パラリンピックの正式種目にもなっているということで、老若男女、また障害のあるなしにかかわらず競技することが可能だということだそうです。こういった新たなスポーツにつきましては、教育委員会とも連携しながら、実施ができないか、今後利用促進の面からも検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひいろんなもので使えないか、利用できないかということを町の施設の利用促進をぜひ職員のアイデアや町の人の意見も聞いて、みんなで考えていってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、4番目の学校給食センターについては、3回の検討委員会が開かれたと、そういうことで答弁をいただきまして、いろんなことが検討されているようでよく分かりましたが、私は去年の9月議会でも給食センターの建て替えの検討状況について質問をしました。その答弁では、単に建設の検討だけでなく、今後の学校給食はどうあるべきか、先ほどの答弁にもありましたが、また食物アレルギーのある子供への対応も議論の中に入ってくるとありました。

それで、その検討委員会にも、1つは食物アレルギーのある子供への給食対応について、私は強調しておきたいと思います。昨年度の食物アレルギーのための学校生活管理指導表、そういうのを学校に出すのですけれども、そういうことで提出している子供は幼稚園、小中学校合わせると48人もいるということがありました。私は、そのときの質問で、アレルギーの子供を持つ保護者が大変な苦勞をしているということをお伝えしました。しかし、今の給食センターでは個々のアレルギーに対応した代替食などの調理、その提供は不可能である、それも多くの課題を抱えている施設なので、理解をしたところなのですけれども、今回その学校給食センターの建て替え計画が令和6年、2024年の竣工をめどとしているということはもう間近に迫っているわけです。ぜひ小鹿野町で実施されているようにアレルギー対応の調理場、それから栄養士、調理師の配置を含めて、中途半端な対応ではなく、しっかりと対策を取っていただきたいと思いますが、ぜひ検討委員会の中でそういう話し合いもしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） お答え申し上げます。

常山議員ご指摘の食物アレルギーの施設、栄養士、調理員の確保でございますけれども、委員会の中の委員さんの重視すべき事項、新しい給食センター、皆野町の新しい給食について重視すべき事項、一番得点というか、関心の高かったものも食物アレルギーでございました。検討の中でも当然そのような要望が出ておりますので、今後もその方向で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ありがとうございます。ぜひその方向で検討していただき、進めていっていただきたいと思っております。

あと、2つ目なのですが、これは考え過ぎなのかどうなのか分からないのですが、この皆野町公

共施設等管理計画、その中に管理に関する基本方針があります。適切な施設配置と運営の効率化に民間活力の積極的な活用というのがうたわれています。その中には建物の建設から施設運営まで、企業独自のサービス事業を有料で展開する、つまり民間委託ということを推進するというふうに、この施設計画の中では書いてあるのです。全国の自治体を見ると、そういうふうに給食を民間委託して民間の方に事業、建設から、それからその運営まで任せているところもありますけれども、あまりうまくいっているところはないというふうに本には書いてありました。私は、学校給食に民間委託はなじまないものと考えています。学校給食は、子供たちの食育を推進するところであり、地産地消の取組とかアレルギー対応などを行うためには、町が責任を持って進めていくことが何よりも大切だと思いますので、そういう面も検討委員会の中では議論にはなっていないと思いますけれども、ぜひ町主体でやっていただきたいと思いますので、その辺はどうでしょうか。検討委員会の中では出ていませんか。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） お答え申し上げます。

先ほど申しあげました皆野町の新しい学校給食の基本方針、概要を申しあげました。こちらの中にも施設、設備、運営という項がございまして、この中では町がきちんと運営、建設に責任を持つということが書かれております。ただ、責任の持ち方というのでしょうか、それについてはまた今後検討委員会の中で具体的などという運営方法になるのかということは、ご意見をいただきながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ町が責任を持って進めていっていただきたいと思います。

それで、次はワクチン接種の状況ですけれども、状況で33%、1,155人が1回目の、1回目ではない、6月8日まで1回が687人、17.7%、2回目終わった人が150人、3.9%ということで報告がありましたけれども、先ほどから小杉議員の質問にも出ましたが、秩父方式では4月の26日からワクチン接種の予約受付を65歳以上全ての人を対象としました。その後年齢を区切ったり、コールセンターの台数を10台から20台に増やすなどして、一定の改善で予約が落ち着いていると思いますが、本当に4月26日、この予約が始まったときに町の状況はどうだったか。担当課にも苦情など、相当数来たということ聞いていますが、私も皆さんから聞いたことを少し述べさせていただきたいと思うのですが、本当に4月26日当日です、始まった。送られてきた予約券を持ってかかりつけ医のところへ行ってしまった人、もう何回も何回も電話をかけても駄目で、最後は本当に受話器を放り投げたい、そんな気持ちになった人、50回という人もいましたから。それから、まずお昼を用意しておいて朝から電話をかけ始めて夕方までかけたけれども、駄目だった。予約のためにラインを始めたが、予約が取れなかった。笑い事ではないのです。電話でしか予約が取れない年寄りには、この予約方法は酷なやり方だと、本当にいろんな人から電話が来たり、直接会って話をしたりして聞きました。この予約システムは早い者勝ちで、高齢者を競わせる仕組みです。早くしないと予約が取れない。しかし、電話やネットはバンク状態であつながらなかったのです。そもそもネットやスマホを持たない高齢者が排除されました。中には子供や孫の力を借りて予約ができた人もいますけれども、高齢者に労力と不安を与えています。

先ほど課長の答弁で秩父方式のメリット、大変いろいろと話していただきましたけれども、秩父地域一斉に電話をかければ、パニック状態になることは考えられなかったのですか。当初からいろいろな状況を

想定しておく必要があったのではないかと私は思います。そして、担当課でも町民から多く、先ほども言いましたように苦情を聞いていると思います。今回の予約システムは当町だけの問題ではありませんが、秩父方式がよいのか、これから64歳以下の予約も始まりますが、反省点や町民の声を反映させていただきたいと思いますが、課長、いかがですか。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

たしかに議員さんがおっしゃられるように様々な苦情ですとかお叱りの言葉、ご提案等をいただきました。その都度どうしたら皆さんがよりよく予約が取れるようになるだろう、接種がスムーズになるだろうということを1市4町担当で検討を重ねてきました。今後、65歳未満の接種が始まりますけれども、そちらについても、若い人は若い人でまた高齢者と違う対応が必要になるかと思えます。その辺についても町民の方になるべく負担がかからないように検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、2番目の独り暮らしの援助についてなのですが、課長の答弁で民生委員に協力を得ると、私もその提案をこの議会の場でしておきたかったのですが、そして民生委員の方も独り暮らしの方はよく分かっていると思います。一人で行けないようなことも、声かけが本当に大事だと思うのです。予約はできているのか、次の質問にも関連するのですが、接種会場へは一人で行けるのか、ぜひ本当に独りで心細く思っている人もいますので、声をかけていただきたいと思えます。

そして、ある高齢者は、ネットのほうが予約しやすいと聞いたのだけれども、自分ではできないと話されていました。そして、町から皆野高校に申し入れして、生徒に協力をしてもらったらどうか、そういうことを話されていました。この話は担当課にも届いていると思いますが、ぜひ町としてもこうしたらどうなのか、ああしたらうまくいくのではないかと、独り暮らしの高齢者を見捨てないで、安心して予約や接種ができるよう対策を取っていただきたいとお願ひしておきます。

それから、接種会場へ行く対応は家族が中心になるのでしょうかけれども、例えば何人かの運転手と契約をしておいて、要望があったときは送迎をするなど、高齢者の状況を把握している町として、できる手だてを考えていただきたいのですが、どうですか、その辺は。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 何人かの方でというお話ですが、その辺につきましてはお出かけタクシーの利用等を基本に考えていきたいと考えております。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） お出かけタクシーを利用することもいいと思いますけれども、そのためにワクチンを打ちに行くのにお金がかかるということになるのですが、国は無料でやりますよということを言っているのに、いろんなところでお金がかかってしまうのかなと思いますが、ぜひいろんな手当をつかって、高齢者のことを把握していただきたいと思えます。

それから、最後になりますが、7月までの見通しについてですが、70%の完了を目指すと聞いて安心したというか、100%高齢者の、希望者もいますから、希望者ですからいいのですが、これからも大変ですが、何が何でもやらなければ、7月までに終わらせなくてはというふうには私は考えていま

せん。ぜひ無理のないようにやっていただきたいと思います。そして、本当にコロナが収束する、そういうことを期待して、私の質問を終わりたいと思いますが、ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（若林光雄議員） 次に、9番、林豊議員の質問を許します。

9番、林豊議員。

〔9番 林 豊議員登壇〕

○9番（林 豊議員） 9番、林豊です。通告に基づきまして、関連を含めまして幾つか質問をしたいと思っております。

まず、いきなりなのですが、通告にはなかったことなのですが、河原の使用についてちょっとお聞きしたいことが生じたので、お答えいただけるようであればお答えいただきたいと思うのですが、親鼻橋等、管理をして使っていたところについては、県の指導等がありまして中止といたしますか、使えないようにということは、さきの質問と答弁の中であったのですが、実は最近、その間にあります栗谷瀬橋の下辺りの、いわゆる河川の河原へバーベキュー等で侵入している方もいるのですが、その対策がもし何かあるようであれば、ほかの質問と一緒に答えいただければありがたいと思いますので、まず最初にそれをお願いしておきたいと思っております。

コロナ禍におきまして、昨年来、観光事業につきましては、皆野町の大きなイベントである音頭まつりをはじめ、ほとんどのお祭りが中止となり、また今年においてはできるのかな、大丈夫かななどと私自身の商工会などでも主催の組合に入っていたポピーまつりについては、本当にあれも種まきからすると半年近くかかるイベントなものですから、やれるのかな、大丈夫かなと思いつつ恐る恐るやっていて、さああしただと思った瞬間に、朝放送で中止になったと聞いてびっくりしてしまったということなどもありまして、その辺の経緯についてもお答えいただければありがたいと思っています。

さて、観光事業といいますと、皆野町におきましては長瀬町ほどではないにしろ観光立町と、そこまで言わないにしろ観光事業が町の産業としてかなりの位置を占める部分かなというふうに思っておりますが、主な音頭まつり、それからポピーまつり等あるのですが、当然先ほども言ったとおり中止になっていきます。音頭まつりにおいては2年連続の中止ということで、かなりぽっかりと穴が空いた感じがいたします。

観光のイベントの要である音頭まつりなのですが、50回を超え、数についてはかなりの数を行ってきているわけですが、近年と言わず、かなり以前から私自身もこの経済効果についてどの程度あるのかということは何度かお聞きしたことがあります。実際問題として、外からの観光客というのは非常に少ない、そ



ういう点での観光効果というのは本当にどの程度のものなのか、想像するだに恐ろしいような部分があります。今回、去年、今年と、今年の場合はまだ実施というか、日にちもまだ前ですけれども、中止が決まっていますので、いわゆる実施に対する特別委員会というのはなくなっているようにお聞きしますが、それとは別に今後の音頭まつりのあるべき姿といたしますか、そういったものを検討する時期ではないかなというふうに考えます。いろいろ知恵を集めて、音頭まつりが町民だけでなく、近隣、関東一円を含めて大きな人集めのできる、本当の意味での観光イベントとして企画をできるようにしていったらどうかというところで今回質問をいたしました。そういったことを考えていく時期ではないかと思いますが、町長におかれましては、その辺のお考えはいかがかと。

また、ポピーまつりについては、やはりポピーまつりの内容というのがいま一つ実行委員会形式を取りましたけれども、その辺にどうも今回の中止なんかにしても穴があったのかなということがあります。ポピーまつりの今回の中止に至るまでの経過については、どういう経過を通ったのかということをお聞きしたいなと思います。

その他、俳句の町という事業も、ここ何年かの中に浮いて出てきたようにも思う方もいるかもしれませんが、商工会においては本当に十数年来取り組んできたことではあります。しかしながら、句碑の数も多くなり、その割にはこれといった事業もないままに過ぎていくのが大変もったいないなところもあります。何か観光をやっていく、観光立町とは言わないまでも、観光事業を続けていくのであれば、何か核が必要ではないかと思うのですが、それらの方針をつくっていく、そういったこと、産業となり得るようなことを考えていく姿勢がないか、何かあるようでしたらばお答えをいただきたい、伺いたいと思います。非常に漠然とした部分ではありますが、観光事業についてどんなお考えか伺いたいと思います。

次に、地域おこし協力隊についてです。地域おこし協力隊というのがありまして、いろんな近隣の町村でもいろんな形で利用をしているというのは以前から聞き及んでおりますし、また皆野におきましては、昨年来ですか、皆野高校の魅力化というような関係で、元の留学生を2名、それに起用してやっているというようなことは聞いております。先日といたしますか、先月ですか、5月の13日に、それら今年からやっていただくことになった奥村さん、松藤さんを含めた4名の方に活動報告会というのがありまして、それを議員、その他何人かと一緒にお聞きしたわけなのですが、内容について、実はフェイスブックなどにもいろいろ出ていましたので、どういう人がどんなことをやっているのかなというのは薄々情報として知ってはいたのですが、一緒に見た議員、その他の人たちと、正直言って顔を見合わせてしまったというような内容でありました。正直な感想としては、何だこれだと、予算規模で言えば約2,000万円弱、4名に対してですから、ざっとならして1人当たり500万円と、これはすごい額だなと。それに対して発表、始めたばかりですから、内容が薄くなるという部分は仕方のない部分も、それを考えた中でも活動報告会に出てきた内容というのは非常にびっくりするというような内容でした。

ここを大きく2つに分けて、いわゆる皆野高校の魅力化、これ教育委員会とそれからみらいですか、もう一つが移住支援とこの活動報告には出ていますが、町民への報告、予算書のほうでは移住促進となっています。これらの最終目標に対してやっている内容がどうつながっていくのかというのが非常に理解に苦しむことが多いなと感じたものですから、担当課の担当の方にお聞きしたいのは、どういう経緯をもってそれぞれの目標であるところまでいくのか。風が吹けば桶屋がもうかるなどという話が昔からありますが、それでもいいかと思うのです。実際にそういくかどうかは別として、そういう考え方があるのであれば、それをお聞きしたいと思います。特に皆野高校については、もともとが県立高校でありますし、確か

に定住の関係で4校存続というような話がありましたので、それに沿ってなのかなということもありますが、しよせんは県立高校ですし、また皆野高校に関しては、私自身も商工会活動の中で少なからず関わる部分もあります。彼ら自身が大変努力をしております。そこへ前の教育長との絡みもあるかと思うのですが、英語関係ということで入っていても、そんなにかける金額に対しての効果というのはどうなのかなと非常に疑問を感じましたので、それらについてお聞きしたいと思います。

簡単に聞きますと、まず彼ら、彼女らを選定した理由、次に活動内容の報告義務について、そしてそれぞれの方々に支給する内容、どういう支給、どういう名目で幾らぐらいの支給があるのかということをお聞きしたいと思います。

全体として費用対効果がなかなか見込めないのではないかと思います、その辺についてのお考えもお聞きしたいと思います。まずはそれがメインの質問になりますので、答弁お願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 通告でなかったポピーの関係については、この答弁の後に申し上げたいと思いますので、お願いします。

9番、林議員さんからの一般質問通告書の中の今後の観光事業についてお答えをいたします。

秩父音頭は、埼玉県を代表する民謡で、合歓の盆秩父音頭まつりは、秩父音頭発祥の町として町民が誇りとする伝統の祭りで、粋と艶の共演は誰しもが認める自慢の祭りであります。祭りの参加チームは、子供から大人まで、町内はもとより町外からのチームも多く、櫓の周りは踊り手、歌い手、おはやし、鑑賞者、観覧者が一体となり、その様は圧巻であります。また、天空のポピーについては、他に類のない高原のポピーという最高のロケーションの中のポピーであります。まさに町を代表するポピーまつりであり、秩父地域を代表する花祭りと言っても過言ではありません。

林議員さんの、これらのイベントは実利がないので、経済効果のあるものに再構築すべきとの意見ですが、天空のポピーや合歓の盆秩父音頭まつりは、経済効果もあるイベントであると考えております。多くのチームが入賞を目指し、何回も練習を重ねたり、本祭りのための浴衣を作り、食事をしたり、美容院に行ったり、終わるとクリーニングをし、入賞祝いや慰労会を行い、楽しい時間をつくっています。また、天空のポピーの期間中は、道の駅みななの直売所の売上げが大幅に伸びると聞いています。このように多様な形で消費をしています。また、美の山の宿泊施設や民宿では盆を中心に夏休みは宿泊客が多いと聞いております。祭りに関わる消費額は、数字やグラフでの把握や表示は困難ですが、このように身近なところで祭りに伴う多種多様な活動の中で経済効果があるものと考えられます。これらのイベントは、マスコミにより全国に紹介され、町のイメージアップの醸成や子供たちの思い出づくりにもなります。これは、郷土愛にもつながり、将来もこの町に住みたいという要因にもなります。経済効果とともに、メンタル面においては高い価値があるものと言えます。したがって、絶好のロケーションを生かした眺めよし、空気よし、気分プチ旅の天空のポピーや8月14日の合歓の盆秩父音頭まつりは正調秩父音頭を基本として、末永く続けていきたいと考えています。いずれにいたしましても、秩父音頭まつりははじめ、各種イベントが楽しく盛大にできるよう、新型コロナウイルス感染症の早期収束を願うばかりであります。

さて、その天空のポピーが急に中止となったいきさつについてちょっと申し上げますけれども、5月の21日からお祭りをスタートする予定でありました。そして、ある新聞記事にもなりまして、大勢の方にお越しいただけるものと期待をしておったのですけれども、昨年もポピーまつりは中止といたしました。あ

そこの駐車場、これらにつきましても、あれは全て県の施設でありまして、駐車場も県からお借りする予定でありましたが、昨年度もやらなかったというようなことで、またたしか20日から21日にかけて雨降りだったというようなこと、駐車場に車を入れた場合に恐らくスリップしたりして大変な問題が起きるだろうと、こんな懸念をいたしまして、町側としても21日は休んで22日からと、こんな予定を立てておったのですけれども、たまたま県の農林部長から私のところに電話がありまして、何としても県の全ての施設が貸出しは中止していると、イベントも中止しておると、こういうことでございまして、何とかその辺については理解をしてほしいと、こういう話がありました。どうしても駄目なのかと、こういう話もしたのですけれども、その人よりももっと上層部の人、こう申し上げれば見当がつくかと思えますけれども、その人から例外は認められないと、埼玉県全ての県有施設の貸出しを禁じておる状況の中で、この皆野町、東秩父村に限って例外は認めるわけにはいかないと、こういうことで強いお達しがありまして、やむなく中止に踏み切ったわけでありまして。そのようなことからご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員） みらい創造課長。

〔みらい創造課長 黒澤栄則登壇〕

○みらい創造課長（黒澤栄則） 9番、林議員さんから通告のありました質問事項2、地域おこし協力隊の活動についてのうち、高校魅力化に係る隊員の選定理由等についてお答えを申し上げます。

まず、1つ目、選定理由でございます。皆野高校の魅力化に当たっては、地域を支えることができる人材の育成、産学官連携による地域一帯の教育の活性化を基本方針として皆野高校と共有しております。また、それらを実現する具体的な取組として、インバウンドに対応したビジネススキル、英語の習得、早稲田大学との連携による生徒の学び直し、学力向上、高校を拠点とした社会人の学び、生涯学習の実施等を掲げております。これらの取組の実現に向け、必要な能力等を有する早稲田大学留学生2名をこのたび高校魅力化に係る地域おこし協力隊として選定したものでございます。町は皆野高校の魅力化を通じた地域活性化に、皆野高校は地域との連携による高校の魅力化に、町民の皆様のご理解、ご参加を得ながら互いに協力し、取り組んでまいります。

次に、2つ目、活動内容の報告でございますが、業務仕様書において月報と年報の提出を求めています。月報については活動月の翌月5日まで、年報については3月31日までとしております。

次に、3つ目、支給する経費の内訳でございますが、当初予算に計上の隊員1人当たりの委託料470万円のうち活動報酬及び手当分が270万円、活動経費分が200万円でございます。なお、活動経費分はあくまで上限額であり、実績に基づき支給するもので、主には住居賃借料、通信費、PR活動費、研究会等の参加費、活動に要する用品の購入費等でございます。支出に当たっては隊員から事前に相談を受け、活動に資するものであるか否か、確認を行っております。

また、費用対効果のお話もございましたが、取組を始めたばかりでございます。しっかりと成果が上がるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 新井敏文登壇〕

○産業観光課長（新井敏文） 9番、林議員さんの通告のありました質問事項2、地域おこし協力隊の活動についてのうち、移住促進についてお答えいたします。

令和3年4月から移住支援担当の地域おこし協力隊として新たに2名の隊員を採用し、活動していただいております。人口減少の著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、町への定住及び定着を促進するとともに、地域振興につながる自らの提案事業に取り組むことで町の活性化を図ることを目的としております。

ご質問の1点目、選定理由ですが、令和3年3月に面接試験を実施し、応募者6名のうち5名が受験しております。評価基準としては、地域おこし協力隊として活動した後、皆野町で活動、生活することに対して具体的なビジョン、熱意があること。隊員が移住支援業務に加え、皆野町で取り組もうとしている活動、事業が移住の促進につながるものであること。この2点を重視しております。採用した2名については、面接における態度、表現力、理解力など、基本的な項目についての基準点を満たすとともに、特に今後の取組に対する具体性とその実現に向けた能力、実績、人間関係等を有していたことなどを総合的に評価した結果であります。

2点目の活動の報告についてですが、採用に当たって地域おこし協力隊員に関する業務委託契約を締結しております。契約では、活動内容について、定められた活動月報を活動月の翌月5日までに提出することになっており、主な業務報告として活動日時、活動内容、活動に係る経費、翌月の活動予定などを報告していただいております。

3点目の支給する経費の内訳についてですが、隊員への委託料として月額18万6,000円と、活動に必要な経費として年間200万円を超えない範囲で支払いを行います。主な経費としては、居住賃借料、車両の借上料と燃料費、通信費、協力隊に関する研究の参加費、活動に要する用品の購入等を対象としておりますが、必要な経費に該当するかについては、担当職員と隊員が協議しながら決定をしております。地域おこし協力隊として活動する中で、隊員のこれまでの経験や能力を十分に発揮し、移住定住分野における成果が着実に上げられるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 建設課長。

〔建設課長 宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一） 通告にはございませんが、9番、林議員さんのご質問の中学校の下の河川利用についてお答えいたします。

河川の利用については、自由の使用になっております。中学校の下の河川の利用については、県からの要請は来ておりません。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） それでは、いろいろ答弁に対しましての再質問をいたしたいと思いますが、ただいま建設課長から、突然の質問に対するお答えをいただきまして、大変ありがとうございました。ただ、今のお答え等から考えますと、今まで公式に利用できたところが県の要請でできなくなり、本来自由とはいえ規制が全くないような状態にいるところが使用できるような状況になっていきますと、近隣の苦情等から察しますに、ごみや何かの被害も出ているようにも聞こえていますから、この辺についてどう対処していったらいいのかなというのが、町の対応をお願いすべきことなのかなと思いますので、お考えおいていただきたいなと思います、対策について。

それでは、通告に沿って再質問していきたいと思っております。観光に対してですが、町長の音頭まつりに対

する熱意といいますか、今までの経緯については大変敬意を表しますし、分かっていることといいますか、その情熱については察するところではありますが、現実問題として50回を超えて、先ほど町長は宿泊施設等のことを言いますが、うちも長いこと宿泊もしていましたから、実感として感じるのですが、20回以降、50回についてはほとんど音頭まつりを見にくるというお客さんはいませんでした。参加する人たちも確かに町外、最近ちょっと町外増えていますけれども、近隣であります。町長言われるとおり、秩父音頭は北関東の有名な民謡になるわけですが、秩父音頭なのです。皆野音頭ではないのです。だから、秩父を代表する民謡なので、もっと盛大にもっと観光事業としてやっていきたい。これは、皆野が発祥の地であるということがありますが、全体から見たときの、要するに定住や何かからの観光事業から見たときにも、もっと盛大にやれるのではないかと、そういったことも考えられますし、やり方もあるのではないかと。それは、幾つかの鉄道の観光関係の方々からもよく聞かれる言葉でした。ちょうどコロナ禍や何かで2年空白ができてしまっていますが、その間に今までのことばかりでなく、何か工夫があってもいいのではないかなということで、私これ質問いたしました。

ポピーについても同じです。確かにポピー、言われたとおりのこともあります。だけれども、それだけでなくもう少し何かできないか、そういったことで質問を兼ねて何かやりたいなと思ったところです。

町長、今日の最初の挨拶の中にもありましたが、道の駅の収入が上がっているよと、それは確かにそのとおりかもしれませんが、私びっくりしました。何をびっくりしたかということ、道の駅行きて、お客さんが多いなんていうのは別に驚きもしませんが、何がびっくりしたかということ、道の駅の部分の一番肝腎の道の駅の情報の部分、全体から見たら大したスペースではないのですが、お店のほうからはそこシャッターが閉まっていて行けないのです。外から行けます。でも、ドアが閉まっているのです。さすがに鍵はかかっていませんでした。開けて入ることはできましたが、照明も暗くて何かよく分からない。そこから店のほうには入れない。これは、もう本末転倒ではないでしょうか。そこまで、その辺のところをちゃんと見ていたのか、びっくりしました、本当に。道の駅の機能を殺しているのではないかと。確かに売上げ上がっている、人は来ているかもしれませんが、そういったことまでちゃんと見ておかないといけなのではないかなと思いました。確かに道の駅にお客さんが来ることは大変喜ばしいことではありますが、そういったことまで見ておいていただきたいなと思います。

事業化するにあっては、ことによっては、大変な大切なことではあるけれども、いろいろな観光事業あります。滝の事業も思う以上に順調にきているのではないかなと大変喜ばしく思っていますし、日野沢においての観光事業も発展的にいければいいなと期待している部分でもあります。だから、細かいことまで目を光らせて、よりよくより発展できるようにして、その中で大きなイベントである音頭まつり、これの発展を願うばかりです。

一応そんなことがありましたので、報告方々しておきたいと思います。町長においては、先ほどの答弁にもありましたとおり、いろいろな形でこれからも音頭まつり、ポピーまつりについては、またその他の観光事業について積極的に動いていただけるかと思っておりますので、特に答弁を求めませんが、そういういろんなこともありますので、注意をしていただきたいなと思います。何かありましたらひとつ答弁いただきますが、なければこの件についてはこれでおしまいだと思います。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 道の駅の情報館から直売所のほうへの進入ができないということでございますけれども、私も道の駅の駅長を務めております。そんな関係から、直売所とは常に連携を取っておりますけれども、

ども、あそこが開いていると、レジを通らないで買物を、払わないで通ってしまう方がかなり多いと、こういうことでやむを得ずあそこは閉めざるを得ないのだと、こういうことでありました。ですから、言われてみれば生産者が手塩にかけた直売所に出す、そうした製品というか、販売品がレジを通らないで持ち去られると、こういうことを防止するためにやむなくあそこは通れないようにしてあるのだということできょう、納得ができました。

それから、この秩父音頭については、皆さんもご案内のとおりでございますけれども、金子伊昔紅が町の名誉町民第1号で、これは秩父豊年踊りと言っていたらしいのですけれども、秩父音頭に改名をして、そして今の正調の形が出来上がったわけですが、私はさすが当時の人たちは気持ちがおおらかで大きかったなと思うのですけれども、これが皆野音頭であったとすれば、これは残念ながら小さなこの町のただのお祭りになってしまうわけですが、やはり秩父地域はある部分、運命共同体のような部分もありますし、季候も議員承知のとおり、天気予報でも埼玉県の中でも秩父地域と、こういう状況でもあります。そんな関係で秩父音頭で私はよかったかなと。そして、今私はこの秩父音頭の保存会長も務めておりますし、実行委員長にもお祭りにはさせていただいておりますけれども、保存会によって小さな子供たちから、あるいは町外の方までそこに参加をさせていただいて習得をし、そしてその地域でそれを広めて、そしてこのお祭りに参加してくれると、こういうことで大変今保存会の活動も休まざるを得ないわけですが、残念に思っております。2回目の接種が終わって、来年こそすばらしいお祭りとしてできますように祈念をするばかりでございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） そのとおりかなと。今の秩父音頭まつりのところにつきましての町長の思いは大変感じるところもありますけれども、ただお祭りについては逆に秩父音頭まつりが皆野音頭まつりに見えてしまう人もおるようですので、今後の検討課題として考えていったほうがいいのかというふうにあります。

それでは、その次の地域おこし協力隊に関してなのですが、大きく分けて、要するに皆野高校の関係と、それから移住促進の関係と、2つに分けてお聞きしたいと思います。

まず、皆野高校の魅力発掘ということなのですが、先ほど答弁にもあったように英語教育の云々ということからしまして、前の教育長が英語教育に随分傾倒しているところがありましたので、その流れかなというふうに感じているところであります。皆野高校は本来商業系の学校です。インバウンドというふうに言いましたし、またそういう期待がコロナ前にはありましたが、皆野におきましては補助金を使って4か国語の表示などということもあったようですが、実際にはほとんどそういったものが目に見える形ではありません。むしろ皆野高校が独自で行っているジビエでの活動であるとか、そういったことにはもっともっとお金が欲しいというふうに感じておりました。しかしながら、それとはほとんど関係のない英語教育というところで、年間約1,000万円のお金が行くというのは非常に残念な部分があるのかなというふうに感じます。この辺、どうしてそうなってしまったのかなということが、まず英語、皆野高校の関係においてはお聞きしたい点ではあります。

それから、移住促進のほうですけれども、先ほどの答弁の中でそれぞれの方々の熱意といいますか、やることについての理解というのは分かりますが、それがどうして、どのような形で移住の促進につながるのか、そこが一番肝腎なことだと思うのですが、その点についてはどういうふうなお考えがあるのか、

これについてはお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（若林光雄議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則） 9番、林議員さんからの再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、皆野高校につきましてはジビエを活用した取組を重点的にこれまで実施してまいりました。これまで激推イノシカバーガー、これはかなり知名度があったかと思うのですが、それに続くものとして皆野町と連携をして、いわゆるタコアロス、ジビエを使ったタコライスですとか、ジビエを使ったうどん、これらを秩父の障害者支援施設さやかさん、ふらわあ事業所と連携してお弁当化を進めたり、ジビエうどんのJ A、道の駅みなでのメニュー化を進めておりまして、もういつでも商品化、メニュー化できるという段まで進んでおりました。そのような中で豚熱が広まりまして、これでジビエは当面の間、無期限扱うことをやめようということになりました。

その後、なぜ英語のほうにシフトしていったかというのは、まず皆野高校存続につきましては、今定住自立圏の枠組でも進めてございます。秩父の課題として、インバウンド向けの対応が遅れているというような部分もございます。それらを中学校からの連結という意味もございますが、中学校で一生懸命頑張っている英語とつながるものとして、皆野高校でも英語に注力する。また、定住としての取組としてもインバウンドに向けた能力を持つ人材を地域に創出していくというようなこともありまして、英語というところにスポットライトが当たってきたものもございます。

また、皆野高校ではジビエを活用した特産品、これが豚熱のために動かせなくなったというような経緯もございまして、これに代わる土産品を作りたいというものがございました。その発想が出ましたのが令和元年頃でございます。令和2年度にオリンピックが行われれば、恐らく令和2年度に東京に様々外国から外国人の方がお見えになって、日本を味わった皆様が、楽しんだ皆様が翌年度、令和3年度の頃には恐らく東京の周辺県にも足を伸ばすような旅行が広まってくるのではないかと、それらのお客さんをターゲットとしたインバウンド向けの商品を開発したいという意向がございました。そのような中で特産品の開発を進めるに当たりまして、外国人の視点からのアドバイスですとか、海外への情報発信、こういったことにぜひ力になっていただける人材も欲しいというようなことで、早稲田大学との連携の中から外国人留学生を地域おこし協力隊として選定させていただいた、これも一つの理由となっております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 林豊議員さんの再質問にお答えをいたします。

先ほど私の答弁の中で、地域振興につながる自らの提案事業に隊員が取り組むという説明をさせていただきました。まず、1人の隊員であります松藤隊員につきましては、その提案事業の内容につきましては、皆野町でキャンプ場をつくりたいというのが大きな目標の一つであります。2人目の奥村隊員につきましては、車の趣味から、そういった同じ趣味を持つ方を皆野町に呼び込み、そういった人たちが集うサロンのようなものをつくりたいというのが提案事業の主なものでありました。このお二方につきましては、非常に幅広いこれまでの経験から人脈を持っておりまして、また仕事柄情報発信にも非常にたけております。まず、移住の第一歩といたしますと、皆野町を知っていただく、それで皆野町に来ていただくということが非常に重要になります。既にこのお二方につきましては、いろんな手段を用いまして情報発信をさせていただいております。多くの全国の人が皆野町を知っていただくきっかけとなっております。そういったことが最終的には皆野町を訪れる方が増え、皆野町を知っていただき定住につながるということで、事業展

開をしていくというものでございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 9番、林ですが、いろいろ聞きたいこともあるのですが、まず皆野高校に関してのほうなのですけれども、何か2人ありきの事業に見えてならないのです。要するに早稲田大学との連携ありきでやったように感じてならない。インバウンド云々の話なんか、今の話なんかにしても全くそのとおりで、確かに風吹けば桶屋がもうかる方式につながらないとも限らないのですけれども、ジビエといってもいわゆるイノシシブタだけではないのです。小鹿野のように鹿もある。鹿のほうがむしろ今は豚熱の関係で非常に多いのです。また、彼女らをうまく使う一つの手としましては、私もいろいろ考えた中で、実は2000年刊行の「皆野ほのぼの散歩」という冊子があるのです。あれはもう2000年ですから20年たっているのです。とっくになくなってしまったのかと思っていたものですから、5年ぐらい前からこれに手を入れて改訂版つくろうよというような話はしているのですけれども、お金と人材がなかったものだからなかなか進まなかったで、その本自体ももうなくなってしまったのかと思っていたのですけれども、今回のこともあっていろいろ商工会に尋ねたところ、町長大変なのです、町長が替わったから付度してしまっていましたといって1箱出てきました。一度お目通しいただいて、こういうのがあったのかと思うか、またはこんな私は知っていたよということになるか分かりませんが、皆さんにも一度読んでいただきたいと思うのですが、それとその間に出てきた、ご存じかと思えますけれども、A3用の上か、A2ぐらいになるのか、大きな地図の形をした案内があるのですけれども、それらを使って改訂版をつくったらどうか。そのスタッフの中で、それこそ先ほど課長が言ったとおり、外からの目といいますか、海外からの目というような形で参加していただくほうが何ぼか役に立つのではないかなというふうに思いましたので、その提案を逆におきたいと思えます。

また、移住促進なのですけれども、昨日もちっと課長ともバチバチやりましたけれども、移住促進というのはちょっとハードルが高過ぎないかいと、今の話を聞いていても、2人の持っているいろいろなノウハウであるとか趣味であるとか、それを利用することはすごく有益なことが多いと思えます。実は昨日あその後、いろんな方と話をすることで、ああそうだなといろいろ考えも出てきました。だけれども、これを移住促進とするにはあまりにもちょっとハードルが高い。見ました、町民への予算書。これの25ページ見ますと、地域おこし協力隊活動（移住促進）1,021万円、地域おこし協力隊は都市部から生活の拠点を移し、地域協力活動を通してその地域への定住定着を図る制度ですと、こう書いてあるのです。現在のこのお二人に関しては、この辺ちっとひっかかりがあるのかなというふうにも思えます。そうでなければいけないとは思いませんが。

それから、みんなのみな暮らし案内舎、要するに移住相談センターを拠点に、拠点にしているのかもしれないませんが、去年の協力隊、途中でいなくなってしまいましたが、彼と違いまして、むしろ拠点は現住所こそ住民票を移してもらってこちらになっていますけれども、実際にご家族がいるところがやっぱりそちらになってしまうのかなというふうにも見られがちです。先輩移住者の立場から移住相談や移住希望者へのサポートを行うほか、これまでの経験や能力を生かした地域活性化事業に取り組みます。これは非常にぴったりしているかと思うのですが、その前段である先輩移住者ということになると、ちょっと違うのではないかなというふうに思えます。こうでなければいけないとは思いません。実際に来ていただいている方は大変いろいろ話をしていけば魅力的でもあるし、能力もある、またいろんな人脈も持っている



という方のように思いますので、大変いいのかなと思いますが、これは移住というよりも、町長、皆野の観光の魅力発掘という形にしたほうが非常に分かりやすいし、それをてこにして次の段階、その次ぐらの段階で移住促進というふうにつなげていけばいいのではないかなというふうに考えたところです。いかがでしょうか。こういう考えではまずいですか。いきなり移住促進までいってしまう。そうすると、何で移住促進なのに車いじっているの、キャンプ場ってM a h o r aのところにもうできてしまったではないというふうに言われかねないですし、そういったことでは本当につまらないです。持っている能力や人脈をどんどんうまく使って、それこそ皆野の観光事業のてこ入れになるのではないかと思うのですが、その点そういった考えはどうでしょうか、伺います。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

移住促進にはハードルが高いのではないかなというご指摘ですけれども、おっしゃるとおり非常に難しい問題であります。これまでも町で取り組んでまいりましたが、正直言いましてなかなか成果が上がらない分野です。であるからこそ、今回こういった提案型の地域おこし協力隊を採用し、そういった効果が上げられるだろうということで、今回お二人を採用したわけでございます。既に町内の事業者とも連携をいたしまして、例えば今おっしゃいましたM a h o r a 稲穂山ですか、そちらのキャンプ場の開設に当たっても、これまでの経験からいろんな支援を松藤さんにはさせていただいております。さらに、いこいの村ヘリテイジ美の山におきましても、ワーケーションプランといいますか、新たなプランをつくるに当たっても、そういった隊員のお二方の力をお借りしてよりよいものをつくろうということで現在進めております。こういった活動がいろんな関係者、事業者に広がっていきまして、これまで取り組めなかった皆野町の中で新しい事業が生まれてくれば、一つの町としての魅力として成り立っていくのだろうと思っております。そういった中では、宿泊プランと今申し上げましたが、観光面、こういったものも大きく関係してまいります。ですから、移住促進だけにこだわることなく、観光面からもご指摘のように効果が上がることであれば取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 林議員に申し上げます。

3回目の質問になりますので、あとは要望になります。

○9番（林 豊議員） 要望で結構です。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 町長に、移住促進に関しましては、先ほど話の中に出た移住促進センターであるとか、その前の年度につくったお試し住宅、これらだけでもう3,000万円、それから今回の協力隊1年間につき約1,000万円ずつ3年間ということになれば、向こう3年間の中、要するに足かけ6年間で6,000万円の支出が一応町から出るわけです。ところが、実績として何家族の移住があったのか。少なくとも今までの段階で3,000万円の支出の中で一体、いろいろコロナ禍ということもありますが、逆にでもコロナ禍だから移住があるという地域もあるようなのです、全国を見ると。そういったことを考えた中で、費用対効果というのは非常に低い。移住ということにこだわるからそういう部分になりますけれども、先ほど課長のほうも何となくそんなふうに言いましたけれども、移住促進ということ、最終的にはそうなるかもしれないけれども、その前段階での魅力アップに、方向転換とは言えませんが、少しハードル下げたほうがよいのではないかなというふうに感じます。

ともかく移住促進というたった4文字のことですけれども、実際にやるということになると大変な労力とお金がかかるようです。また、どんなことが魅力になるかというのが分からない部分も非常に面倒などいいですか、やりづらいところでもありますので、そういったことを踏まえて町長にはお考えをいただきたいというふうに思います。

今回のこの協力隊員の方々については、足かせ手かせをするわけではありませんけれども、ある程度の数値目標とは言いませんが、何か目標について町のほうからも提示をいただければありがたいなと思いますので、それを要望して終わります。

〔何事か言う人あり〕

- 9番（林 豊議員） 別になければ、これで終わりです。町長が何か言いたそうだったから。では、すみません。終わりです。

- 
- 議長（若林光雄議員） 続きまして、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

- 12番（内海勝男議員） 12番、内海ですが、感染力と重症化率の高いイギリス型変異株なども拡大し、新型コロナウイルス感染症は収束どころか、5月中旬から下旬にかけて重傷者が1,300人台、また1,400人台と過去最多を更新し、医療体制も崩壊の危機に迫りました。5月中の死亡者数は、過去最悪の2,818人が亡くなっているようです。こうした中、政府は5月末までとしていた東京、北海道、大阪、京都など9都道府県の緊急事態宣言を沖縄県と同じ今月20日まで延長し、同じく埼玉、神奈川、千葉県など8県に出されていたまん延防止等重点措置についても今月20日まで延長となっております。コロナに打ち勝ったあかしとしての東京五輪開催として、1年延期してきた東京五輪・パラリンピック、コロナ禍によって平和の祭典としての国際交流や祝祭的な雰囲気も失われ、東京五輪・パラリンピックは中止すべき等の世論が6割を占めるに至っております。にもかかわらず、菅首相は開催する目的について、安全安心な大会を実現することにより希望と勇気を世界中にお届けできると、中止の決断をしようとしておりません。コロナ感染症分科会尾身会長の「今の状況では普通なら開催はない」とする国会内での答弁を個人的見解として片づけることなく、早期に開催国の総理大臣として国民の命を守る、そうした立場をもって主催者に対し中止を進言すべきであります。そして、コロナ収束に向けての対策に傾注すべきというふうに考えます。

他方、ポストコロナの新しい生活様式を理由にデジタル庁の創設や行政のデジタル化を推進し、情報通信産業など、大資本の利益を優先にした菅政権にほかなりません。

こうした中、コロナ禍を理由にした解雇や雇い止めは、4月時点で既に10万人を超えたと厚労省は発表し、総務省の労働力調査においては2020年平均の非正規労働者数は前年比75万人減の2,090万人と発表しております。女性や非正規労働者、そして外国人労働者など、雇用の調整弁としてそのしわ寄せを受けております。その結果、生活困窮者が増大し、自死者も増え、貧困と格差は一段と拡大しております。そして、今国会で後期高齢者医療費の2割負担の改悪等々が強行され、今後においても1,200兆円を超える国の借金を理由にした医療や介護、年金などの社会保障の改悪、また消費税の増税等々ももくろまれております。こうした状況下、平和な社会や地域の中で健康で安心して働き、少子化や人口減少に歯止めをかけ、

地域の活性化を図り、安定した生活や福祉の充実、そして持続可能な地域の社会の実現が町民の願望でもあろうかと思えます。こうした立場で通告に基づき、2項目について質問を行います。

1項目のコロナ禍における生活支援についてであります。新型コロナウイルス感染拡大が長期化し、営業規制や自粛要請、また雇用環境の悪化等々によって感染拡大と同時に生活破壊が進んでいます。2021年1月時点での全国の生活保護世帯数は163万8,184世帯、そのうち高齢者世帯が90万1,805世帯、前年同月比で5,775世帯の増、また母子世帯や障害者世帯などを除く現役世代の受給世帯数は24万6,861世帯、前年同月比4,108世帯の増と、昨年3月以降連続の増加であります。また、今年3月の生活保護申請件数も前年同月比8.6%の増加と厚労省は発表しております。

そこで、以下の3点についてお聞きしたいというふうに思います。

1点目、各年4月1日時点での皆野町の生活保護世帯数の推移についてお聞きしたいと思います。

2点目ですが、住民税非課税世帯の現状と推移について。

3点目ですが、昨年8月の臨時議会の中で私から、コロナ禍の中にあって生活困窮者を出さない、そのための住民生活支援が大きな課題である。例えば住民税非課税世帯への給付金の支給など検討されているのかとの質問に対し、「これまで町民への支援について国の定額給付金を含めまして、幅広い支援を取り組んできました。今後、他市町の事例等も参考にしまして、住民税非課税世帯への支援について検討していきたい」、このような答弁がありました。特に生活困窮世帯への支援対策がどのように検討されているのか、またそうした考えについてお聞きしたいと思います。

2項目の「GIGAスクール構想」についてであります。昨年3月から約3か月間に及んだ小・中・高校等の全国一斉休校という安倍前首相のコロナ対策での愚策によって、学校に通って授業を受けるという教育現場の大きな前提が、大前提が大きく崩され、教育の産業化、学校の市場化とも言うべき情報通信技術、ICT教育を推進する国のGIGAスクール構想が十分な議論のないまま前倒し的に推進されていると思えてなりません。既に皆野町においても全小中学生に1人1台のタブレット端末を与えるなど、ハード面での準備が進んでおり、今後はその活用方法について学校現場でのオンライン授業等進められようとしています。しかし、児童生徒、保護者、教職員からの要望はなく、国からのGIGAスクール構想の一環であるオンライン授業であろうかと思えます。学習効果や教職員の負担増、また視力を含めた児童生徒の身体的影響など、多くの問題も指摘されております。2021年5月20日付、毎日新聞のみんなの広場に現職小学校長の投稿が載っておりました。「ICT教育、議論不十分」の見出しで、小学1年生と中学3年生では学習状況などが相当異なる。子供の生活をリアルに想像し、考えてほしい。発達段階に応じた学びや成長があるからだ。私は、ICT教育にやみくもに反対しているわけではない。子供の成長とは、誰もが幸せに生きるための学力とは、根本的なことを問い直すことなしに進めてはいけないと思う。このように問題提起がされておりました。私もこの現職小学校長の問題提起に心強く思った次第であります。オンライン授業は、例外的な場合に限定すべきであり、主体はあくまで対面教育の充実にあろうかと思えます。教育現場において、平常時オンライン教育等に労力を費やす必要はないかと思うが、長年教育現場で活躍され、学校長としての指導的立場でも貢献され、教職員や児童生徒の置かれている実態も十分に把握されている新井教育長の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 教育長。

〔教育長 新井孝彦登壇〕

○教育長（新井孝彦） 12番、内海勝男議員さんから通告いただきました一般質問通告書の質問事項、「G

IGAスクール構想」についてお答えいたします。

いわゆる対面による授業形態で黒板やノートを使って書く活動、文章を読む活動、自分の考えを述べたり、対話したりする活動などは大切な教育活動だというふうに思っております。対面授業を中止させることの重要性は、議員ご指摘のとおりでございます。ICTを活用した新たな学びを検討する上では、対面授業とオンライン授業のどちらが優れているかという選択的な視点ではなく、対面授業とオンライン授業のそれぞれのよさを指導改善に生かしていくことが重要だというふうに考えております。

オンライン授業は、例外的な場合に限定すべきというご指摘については、コロナ禍の臨時休業などの不測の事態に対応するために、子供たちの学びを止めないということに留意しながら、日頃から準備しておく必要があるというふうに考えております。また、平常時の教育現場においてオンラインは国内のほかの学校や海外の学校などとの共同的で多様な学びに発展する可能性があります。また、長期欠席児童生徒の学びを保障するために、学校と家庭をつなぐ重要なツールになる可能性も秘めております。したがって、対面の授業を基本としながらICTをうまく活用して、子供たちの学びの質を高めるとともに、必要に応じてオンラインにも対応できることが大切なことではないかと思っております。

次に、学習効果や教職員の負担増、視力等、児童生徒の身体的影響についてです。ICTの活用により教職員の負担が大きくなることや、児童生徒の健康については十分留意していく必要があります。教育委員会では、タブレット端末の利用規程を定め、視力の低下や依存症にならないような長時間の利用について注意喚起しています。規程は家庭にも配布してございます。また、学校では端末使用時の児童生徒の姿勢についても指導していて、画面に目を近づけ過ぎないように留意しています。教職員については、ICTの活用によりプリントの作成や印刷、黒板の掲示物作成等の授業準備の手間が省けるとともに、適切で迅速な評価、授業と家庭学習の連動にも効果が期待されます。導入段階こそ負担感を感じる教員もいると思いますが、長期的にはかなりの負担軽減になり、働き方改革にもつながるものと思っております。

学習の効果については、今年度が始まってまだ2か月足らずであります。手応えを感じています。各小中学校の校長から寄せられた意見によると、皆野町の児童生徒は端末の活用に興味関心を持って、発言回数が増えるなど、意欲的に取り組んでいるという回答をいただいております。教員に関しても多くの教員が端末を積極的に活用し始めている状況ですが、まだ十分に活用できていない教員もおり、効果的な活用方法の共有化など、格差が広がらないように配慮していく必要があります。

大型ディスプレイやタブレットなど、ICTを取り入れた研究授業に取り組んだある教員が、とにかくやってみることが大事と話していたのが印象的です。まさにそのとおりで、失敗してもトライする、こういったトライ・アンド・エラーの精神で前向きに取り組んでいる教員の姿が皆野町の小中学校のICT教育を支えていると思っております。ICTは、情報通信技術といって、Information and Communication Technologyの頭文字です。しかし、私は、I create tomorrowの頭文字だとも思っております。ICTで未来を新たに創造するというところでございます。子供たちの未来をつくることを誇りに思う教職員、そしてICTという道具を使って情報活用能力などを身につけ、未来をたくましく生きる子供たちの姿を思い浮かべていただき、皆野町の新しい教育の取組に期待していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 福祉課長。

〔福祉課長 橋本賢伸登壇〕

○福祉課長（橋本賢伸） 12番、内海議員から通告のありました質問項目1、コロナ禍における生活支援についてのご質問のうち、3点目の生活困窮世帯等への支援対策はどのようになっているのか、またそうした考えについてのご質問にお答えいたします。

まず、生活保護世帯の現状でございますが、今年の4月1日時点で60世帯でございます。推移については、5年前の平成28年から各年の4月1日時点の数値をお答えいたします。平成28年が37世帯、平成29年が47世帯、平成30年が58世帯、平成31年が58世帯、令和2年が61世帯、令和3年が60世帯でございます。

次に、生活困窮世帯等への支援対策についてお答えいたします。福祉課では、生活困窮者に限らず様々な相談を福祉課窓口と地域包括支援センターで受けております。生活困窮に関する相談としては、経済的なことをはじめ、就労や住宅に関するものなど、様々な内容がございます。このような相談に対して、その内容に応じ、適切な支援につなげるよう、必要に応じて関係機関を紹介するなどの対応をしております。具体的には経済面で緊急的に困窮している方には社会福祉協議会が窓口となっている福祉資金貸付事業を案内し、就労が難しい場合など、ほかに支援手段がないときは生活保護申請につなげています。このような対応としている理由は、困窮の内容がそれぞれ異なり、相談者ごとに適切な支援につなげることが求められるからでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 税務課長。

〔税務課長 太幡和也登壇〕

○税務課長（太幡和也） 12番、内海議員さんからの質問項目1の2項目め、住民税非課税世帯の現状と推移についてお答え申し上げます。

住民税非課税世帯ですが、システム上、直近2年分のデータのみ抽出することが可能となっておりますので、2年分についてお答えいたします。令和2年度、こちらは令和元年分の収入状況となりますが、非課税世帯が1,055世帯です。令和3年度、こちらは令和2年分の収入状況となりますが、非課税世帯が1,060世帯でございます。なお、非課税者の人数につきましては把握をしておりますので、5年間の推移でお答えいたします。平成29年度の非課税者数が3,344人、平成30年度が3,269人、令和元年度が3,207人、令和2年度が3,086人、令和3年度が2,942人となっております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。1項目から再質問したいと思いますが、今年の4月1日時点での生活保護世帯、60世帯ということで、前年同月で1減ということになるかと思うのですが、皆野町においては前年に比べて1世帯減ということなのですが、この減少している要因等、分かりましたらお聞きしたいと思いますし、また4月1日時点での保護者数と、保護率ですか、これについて分かりましたらお聞きしたいというふうに思います。

また、全国で生活保護世帯数に占める高齢者の世帯数はおおむね55%ぐらいというふうに言われているのですが、皆野町の場合、高齢者世帯の占める割合等も分かりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） 12番、内海議員の再質問にお答えいたします。

令和3年の4月1日と前年の比較、マイナス1でございますけれども、その減少の要因はというご質問でございます。内容といたしまして、令和2年度中に保護が廃止になった世帯が9ございます。新たに保

護が開始になった世帯が8ございます。これらを合計いたしますと、マイナス1の減となる内容でございます。新たに保護となった世帯でございますけれども、母子世帯で貧困であったり、障害をお持ちで就労困難であったり、そういった内容でございます。減ったほうの原因につきましては、大きくはお亡くなりになるというような内容が主な原因となっております。

それと、4月1日現在の保護率と高齢者世帯における保護の割合、こちらにつきましては今手元に正確な資料がございません。確認いたしまして、答弁させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 保護者数についても、これは手元にないですね。併せて後でも結構ですので、教えていただきたいと思っております。

次に、住民税の非課税世帯の現状の関係なのですが、直近の2年間の答弁をいただいたのですが、状況を見ますと非課税世帯、若干増えているということが言えるかと思うのですが、いずれにしても非課税世帯、年々増加していく傾向にあるかと思っております。そういったことは、町民生活が年々厳しくなっていると、こういった実態もつながっているかというふうに思っております。特に年金制度の不備から非課税世帯に占める高齢者世帯の割合、こういったところも高くなっているかと思っておりますが、皆野町の場合、大まかの65歳以上の高齢者世帯の非課税世帯等、分かりましたらお聞きしたいと思っております。

○議長（若林光雄議員） 税務課長。

○税務課長（太幡和也） 12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

住民税非課税世帯の65歳世帯の割合ですが、手元に資料のほうございません。調べて回答させていただきます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） その件についても、事前に私のほうで通告しておけばよかったのですが、後ほど結構ですので、教えていただきたいというふうに思っております。

生活困窮世帯への支援対策、いろいろ相談活動なり、紹介活動なり、また生活保護申請に向けてのそういったことも取り組んでいただいているということなのですが、政府は5月の28日に新型コロナウイルス感染拡大の影響で困窮する世帯に向けて、来月7月からですか、3か月間最高30万円の給付金支給を打ち出しているかと思っております。しかし、この支給条件というのが預貯金が100万円以下で、政府の緊急小口資金とか総合支援資金を限度いっぱい借り入れることが条件、このようになっているかと思っております。こうした生活困窮者に借金をさせるような、それが前提の給付条件では真の生活再建や生活支援にはつながらない、このように思っております。

皆野町の場合、この後の承認のところでも出てきますが、新型コロナウイルス感染症対策の令和3年度みなみの応援パッケージの給付支援策、この中で子育て応援給付金やひとり親家庭地域振興券交付事業については、一定程度私としても評価させていただきたいというふうに思っております。今後、高齢者世帯、特に国民年金だけでは生活費に足りない、そういった状況がもう既にはっきりしているわけなのですが、まずそういった高齢者世帯も含めた生活困窮者に限っての、例えば生活支援給付金等の検討をすべきというふうに思っておりますが、これらについて考えがありましたらお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（若林光雄議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） お答えいたします。

今後、高齢者世帯も含めた生活困窮者等への給付金等の支給についての考えがあるかというご質問にお答えいたします。非課税世帯の非課税となっている理由につきましては、コロナウイルス感染症の影響によるものが全てということではないというふうには認識してございます。このようなことから、先ほど申し上げましたような相談対応を丁寧にやっていくということを基本としてございます。非課税世帯の方への一律の給付金等の支給については、現在のところ考えてはございません。丁寧に相談対応に応じまして、適切な支援につながるよう対応してまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 要望になりますが、日本の場合、生活保護を利用する資格のある人のうち、実際に利用している割合、捕捉率というのですが、これが2割程度、このように言われております。生活保護費受給者の約4倍の方が生活保護から漏れている、こういうふうに言えるかと思いますが、皆野町の場合、この4月時点でも生活保護世帯が60世帯ということであります。その約4倍になりますと、250世帯が生活保護水準以下の生活を強いられている、このようなことが推定できるかと思いますが、答弁の中でもありましたが、生活困窮者の世帯の特定というのはなかなか難しいというふうには思いますが、先ほども申し上げたのですが、国民年金だけでは生活していけない高齢者も含めまして、ぜひ住民税非課税世帯への生活支援給付金等の検討をしていただきたい、このことを要望させていただきたいというふうに思います。

ちょうど時間がお昼になってしまったのですが、続けさせていただきます。GIGAスクール構想の関係なのですが……

○議長（若林光雄議員） 内海議員、ちょっとよろしいですか。ちょうど時間も12時なものですから、GIGAスクールの答弁についてでしたら、午後でよろしいでしょうか。

○12番（内海勝男議員） いいです。

先ほどの、申し訳ないですが、世帯、給付、保護者数とか、保護率とか、申し訳ないですが、午後答弁をいただきたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時59分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） 12番、内海議員からご質問のありました保護者数と保護率、生活保護世帯における高齢者世帯の割合についてお答えいたします。

まず、保護者数でございます。数値につきましては、各年の4月1日時点の数値でございます。平成28年の数値でございます、59、平成29年、71、平成30年、86、平成31年、88、令和2年、93、令和3年、82でございます。

次に、保護率についてお答えいたします。同じく4月1日現在の保護率でございます。平成28年、6.0ポ

イント、平成29年、7.0ポイント、平成30年、8.8ポイント、平成31年、9.0ポイント、令和2年、9.5ポイント、令和3年につきましては、まだ数値が確定しておりませんので、お答えすることができません。

次に、高齢者世帯の割合についてお答えいたします。平成28年、38%、平成29年、43%、平成30年、48%、平成31年、43%、令和2年、41%、令和3年、42%、以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 税務課長。

○税務課長（太幡和也） 12番、内海議員さんからご質問がありました住民税非課税世帯における65歳以上の世帯についてでございますが、税務のシステムを確認しましたところ、すぐには出せないものとなっております。必要がございましたら一つ一つの世帯を確認する必要があるがございますので、数日かかるものと思われれます。ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

それでは、G I G Aスクール構想についての関係なのですが、私が言うまでもなく、G I G AとはG l o b a l a n d I n n o v a t i o n G a t e w a y f o r A l lの略のようです。全ての人にグローバルで革新的な入り口をという意味で、このG I G Aスクール構想とは全員がグローバル、国際舞台と、イノベーション、革新的創造の扉を開けることのできる学校、このような学校にしていく構想、このことがG I G Aスクール構想、このように略されているようです。

いずれにしても、教育長の答弁の中でも触れられていたのですが、昨年の一斉休校等の中で学力の低下、こういった問題が出てきていると。子供たちの学びといいますか、学力の低下を防ぐといいますか、そういった意味からもI C T教育といいますか、オンライン教育、この必要性が述べられておりました。私は、オンライン教育より対面教育が主体だと、基本だというふうにも思っておりますし、教育長の答弁を聞いておきますと、総じて子供の学びを保障するために、タブレット端末を活用したI C T教育と対面教育、これを併用といいますか、していきたいということで、もう既に学校現場においては問題なく進められているような、そういった答弁をいただいているのですが、あくまでやっぱりオンライン教育といいますか、そういった場合については特殊なケースだというふうに私は認識しております。恐らくこれから昨年みたいな全国一斉休校とか、そういったことはないと思いますし、また災害等の場合のことも想定されているのですが、災害等の場合に、こういった言い方が適切かどうか分からないのですが、災害地域においてオンライン教育をやっているような状況は、想定は私はできません。そういったことから、あくまでやっぱりオンライン教育というのは特殊なケースであり、そういった中で対面教育を重視していく、このことが私は必要かなというふうに思っております。皆野町と教育委員会といいますか、そこにおいて、このG I G Aスクール構想についてもぜひ国からの指導に準じる形ではなくて、主体的といいますか、実践を持った形での取組を進めていただきたいと、こういうふうに要望させていただきたいのですが。

ちょっと長くなるのですが、先ほど新聞の投稿の関係で触れました、この方の提言書といいますか、実は投稿された方は大阪市立の木川南小学校長の久保敬校長先生であります。さきの大阪府の緊急事態宣言に伴って、大阪市の松井市長が越権的にも小学校でのオンライン学習を実施しろと、そういった求めたことに対して、この久保敬校長は松井市長に提言書を提出して、なおかつ市長の指示に従わず、感染症対策を徹底した上で対面授業を実施したということが報道されておりました。ちょっと長くなるのですが、聞いていただいて、後ほど皆野町の小学校等の現場も踏まえて、教育長の感想をお聞きしたいと思うのですが、申し訳ないのですが、この提言書は、「豊かな学校文化を取り戻し、学び合う学校にするために」と



題しまして、「子供たちが豊かな未来を幸せに生きていくために公教育はどうあるべきか真剣に考えるときにきている。今日までの教育があらゆるものを数値化して評価することで、人と人との信頼や信用をずたずたにし、温かなつながりを奪っただけではないか」と問いかけていました。この校長先生は、「間違いなく教職員、学校は疲弊しているし、教育の質は低下している。誰もがそんなことは望んでいないはずだ。誰もが一生懸命働き、人の役に立って幸せな人生を送りたいと願っている。その当たり前の願いを育み、自己実現できるよう支援していくのが学校でなくてはならない。そして、競争ではなく協同の社会でなければ持続可能な社会にはならない。こうしてコロナ禍の今、本当に子供たちの安心安全と学びをどのように保障していくのか、非常に難しい問題だ。オンライン学習などICT機器を使った学習も教育の手段としては有効なものであるだろう。しかし、子供の命、人権に光が当たっていなければ、結局は子供たちをさらに追い詰め、苦しめることになるのではないだろうか。今回のオンライン授業に関する現場の混乱は、大人の都合による勝手な判断によるものである。根本的な教育の在り方、政治や社会の在り方を見直し、子供たちに未来に明るい光を見いだしたいと切に願うものである」このように結んでおります。これを松井市長に提言書として提出したということであります。

先ほど申し上げたのですが、教育の基本というのはやはり児童生徒に直接接して、温かみのある対面教育、これに尽きるというふうには私は思います。国のGIGAスクール構想に対して、皆野町としての自主的、主体的を持った今後の教育行政について、この久保敬校長の提言書の感想も含めて、教育長の決意をお聞きして、質問を終わりにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） それでは、再質問にお答えしたいと思います。

今、大阪市の木川南小学校の久保校長先生の提言のお話ありまして、私もその報道をここ数日見て、私自身の感想を今求められましたので、一校長としては非常に校長経験者とする気持ちにはよく分かります。この校長を弁護するというか、何とか処分をしないでもらいたいというような世論もあることも承知しております。一校長が教育委員会を飛ばして市長に提言をするというのは、いかなる行動なのかなとちょっと疑問に思うところもあるわけでして、そのときの市教委の立ち位置はどんなものだったのかなということとはちょっと分からないのですが、皆野町としてはそういうことがないようにというか、前回の一斉の臨時休業のときも園長校長会議を臨時でかなり開きまして、学校や園の様々ないろいろな対策であるとか、あるいは園長、校長の考えも十分に聞いて、その上で国の動向や県の動向、そして近隣の秩父地区の1市4町、こちらのほうの様々な状況を踏まえて主体的に判断したなというのを、昨年のことですけども、思っております。したがって、今後とも国のいろいろな施策であるとか県の施策は、当然こちらでも尊重してやっていきますけれども、あくまでも皆野町という地域性をしっかり考えて、そして秩父地区全体である程度足並みをそろえていくことも重要ということもありますけれども、やはり判断は主体的、自主的に判断していきたいというふうに考えております。あくまでも基準は子供の安心安全、そして子供の学びを保障していくということに尽きるのかと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。終わります。

○議長（若林光雄議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。

---

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（若林光雄議員） 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第15号から議案第19号までの5件、承認第2号から承認第6号までの5件、同意第2号の1件、以上11件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

---

◇

◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第7、議案第15号 皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第15号 皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 議案第15号 皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

議案の後に改正条文の新旧対照表を添付いたしましたので、御覧ください。新旧対照表によりご説明いたします。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、現行の国民健康保険条例が引用していた新型コロナウイルス感染症の定義規定が削られたため、新型コロナウイルス感染症の定義を定めるものです。

議案の2枚目の改正条文にお戻りください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第8、議案第16号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第16号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う所要の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免期間を延長するため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 橋本賢伸登壇〕

○福祉課長（橋本賢伸） 議案第16号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、現行の介護保険条例が引用していた新型コロナウイルス感染症の定義規定が削られたため、新型コロナウイルス感染症の定義を定める改正と、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免期間を延長するための改正でございます。

議案の後に、改正条文の新旧対照表を添付いたしましたので、御覧願います。この新旧対照表に沿ってご説明いたします。新旧対照表の1ページをお開きください。附則第8条第1項の改正は、保険料の減免の対象期間の終期を令和4年3月31日まで1年間延長するものでございます。

同項第1号の改正は、新型コロナウイルス感染症の定義を定める改正と、「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」をこれ以降の規定において「主たる生計維持者」とする改正でございま

す。

2ページをお開きください。下段、同項第2号、イの改正は、主たる生計維持者の合計所得金額の定義を加えるものでございます。

改正条本文を御覧ください。附則でございます。第1項は、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定及び附則第2項の規定について、令和3年4月1日に遡及して適用するものでございます。

第2項は、令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る経過措置を規定するものでございます。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第9、議案第17号 皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第17号 皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 橋本賢伸登壇〕

○福祉課長（橋本賢伸） 議案第17号 皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

介護保険法の規定により、町の条例で定めている指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

に関する基準等は、厚生労働省令の基準に倣い定められています。このたびこの省令の基準が改正されたことに伴い、関係する条例を改正するものでございます。この条例案では、皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例など、4つの条例を改正することとし、1つの条例案として提案するものでございます。

なお、今回の条例改正に当たっては、現行の国の示す基準どおりとし、町独自の基準を加えないで改正するものでございます。

1枚おめくりいただきます。第1条は、皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、改正条例本文では1ページから16ページの1行目まで、第2条は、皆野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正で、本文では16ページから22ページの下段まで、第3条は、皆野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正で、本文では22ページから41ページの下段まで、第4条は、皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、本文では41ページから45ページの中段まででございます。

本文の49ページの後に、改正条文の新旧対照表を添付いたしましたので、御覧願います。この新旧対照表に沿ってご説明いたします。なお、4つの条例の一括改正で、それぞれの条例において同様の改正があることから、4つの条例の当該箇所をまとめて説明させていただきます。また、改正箇所も多く、大変多岐にわたっておりますことから、全サービスを対象とする主要な改正部分についてご説明いたします。

第1条の皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。1ページ、目次の部分でございます。第9章と附則の間に第10章として雑則を追加するものでございます。同様の改正を第2条関係では55ページで、第4章と附則の間に第5章として雑則を、第3条関係では78ページで、第6章と附則の間に第7章として雑則を、なお、第3条関係では、基準となる省令の条項番号に合わせるため、現行条例の第3条から第34条までを1条ずつ繰り上げる改正を併せて行っております。続いて、第4条関係では108ページで、第5章と附則の間に第6章として雑則を追加する改正を行っております。

1ページに戻りまして、第1条関係の第3条の改正は、同条に第3項と第4項を加え、事業者に対し、虐待防止の推進と介護関連情報を活用し、ケアの質の向上を推奨する規定を追加するものでございます。同様の改正を第2条関係では55ページ、第3条に第3項と第4項を加える改正を、第3条関係では80ページ、第2条に第5条と第6条を加える改正を、第4条関係では108ページ、第2条に第5項と第6項を加える改正を行っております。

4ページをお開きください。第1条関係の第32条の改正は、同条に第5項を加え、事業者にはラスメント対策の強化を求める規定を追加するものでございます。同様の改正を第2条関係では59ページ、第28条に第4項を加える改正を、第3条関係では89ページ、第19条に第4項を加える改正を、第4条関係では112ページ、第20条に第4項を加える改正を行っております。

4ページに戻りまして、第1条関係の第32条の2を加える改正は、事業者の業務継続に向けた取組の強化を規定するものでございます。同様の改正を第2条関係では60ページ、第28条の2を加える改正を、第3条関係では89ページ、第19条の2を加える改正を、第4条関係では112ページ、第20条の2を加える改正を行っております。

5ページをお開きください。第1条関係の第33条の改正は、同条に第3項を加え、事業者に感染症対策を強化する措置として、会議におけるテレビ電話装置等の活用や研修及び訓練の実施についての規定を追加するものでございます。同様の改正を第2条関係では61ページ、第31条に第2項を加える改正を、第3条関係では90ページ、第21条の2を加える改定を、第4条関係では112ページ、第22条の2を加える改正を行っています。

49ページをお開きください。第1条関係の第10章雑則、50ページに移りまして、203条を加える改正は、事業者における記録の保存及び利用者への説明、同意等において、電磁的記録による対応を認める規定を追加するものでございます。同様の改正を第2条関係では76ページ、第5章雑則、第91条を加える改正を、第3条関係では106ページ、第7章雑則、第34条を加える改正を、第4条関係では114ページ、第6章雑則、第32条を加える改正を行っています。

改正条例本文45ページをお願いいたします。附則でございますが、第1条は、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

ただし書きの部分は、1枚お戻りいただき42ページの下段から43ページの上段までの改正規定、第20号の2の施行については、令和3年10月1日からとするものでございます。

第2条から第10条までは、このたびの改正後の条例の規定について経過措置を定めるものでございます。

第11条は、この条例の施行の際、現に存する建物の居室が改正前の条例に規定する要件を満たしている場合は、従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第10、議案第18号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第18号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

みらい創造課長。

〔みらい創造課長 黒澤栄則登壇〕

○みらい創造課長（黒澤栄則） 議案第18号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第3号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,479万8,000円を追加し、総額を43億9,855万8,000円とするものでございます。

2 ページから3 ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。

予算に関する説明書3 ページをお開きください。まず、歳入の主なものからご説明申し上げます。最上段、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、子育て世帯への臨時特別給付金国庫補助金774万1,000円の追加は、歳出に計上の子育て世帯への臨時特別給付金の財源を受け入れるもので、補助率は10分の10でございます。

その下、目2衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金527万1,000円の追加は、主に新型コロナウイルスワクチン接種に係る医師や看護師の報酬単価の増額、増員に伴うものでございます。

その下、目5教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業費補助金72万5,000円の追加は、小学校における感染防止対策用品の購入に係るもので、補助率は2分の1でございます。

2 段目、款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、農村地域防災減災事業県補助金160万円の追加は、大字国神地内の農業用ため池の劣化状況調査に係るもので、補助率は10分の10でございます。

最下段、款20繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金53万9,000円の減額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

次の4 ページからが歳出でございます。主なものについてご説明申し上げます。なお、各費目において、職員の異動等に伴う人件費の補正を行っております。

6 ページを御覧ください。2 段目、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金、子育て世帯への臨時特別給付金700万円の追加は、住民税非課税の子育て世帯等を対象に児童1人当たり5万円を給付するものでございます。

最下段、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費748万1,000円の増額でございますが、うち527万1,000円が新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るものでございます。

7 ページを御覧ください。2 段目、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節12委託料、農村地域防災減災事業委託料169万4,000円の追加は、歳入でもご説明いたしました、農業用ため池の劣化状況調査に係る経費でございます。

8 ページを御覧ください。2 段目、款7商工費、項1商工費、目3観光費、節14工事請負費、八幡神社

観光トイレ洋式化工事費35万5,000円の増額は、男子トイレ洋式化の工事費の追加によるものでございます。

その下、節18負担金、補助及び交付金、ポピーまつり負担金170万円の増額は、ポピーまつりの中止に伴い、入園料収入が見込めなくなったことから、不足する財源を皆野町と東秩父村で負担するものでございます。

9ページを御覧ください。最下段、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、10ページに移りまして、節10需用費65万円及び節17備品購入費80万1,000円の増額は、歳入でもご説明いたしました、小学校における感染防止対策用品、消毒液や空気除菌消臭装置等の購入費の計上でございます。

12ページからが給与費明細書でございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度皆野町一般会計補正予算（第3号）の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 何点か質問をさせていただきます。

まず、歳入のほう、これは歳出のほうも絡むのですけれども、歳出のほうは何かいま一つよく分かりづらいので、歳入のほうの分かりやすいところ、3ページの項2国庫補助金の2項目め、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の関連でお尋ねしたいと思うのですが、午前中に多くの方が予約の関係の質問が多かったかと思うのですけれども、その関連について現状、これから高齢者といいますが、65歳未満の方々の予約といいますが、接種が始まると思うのですが、その予定なり、またいまだその上の高齢者の方々の未接種の方々の状況について、簡単にご説明いただければいいなと思っています。

それから、8ページ、項1商工費の先ほど説明ありましたが、款3観光費、節18の負担金、要するにポピーまつりの負担金170万円について説明あったのですが、漏れ聞こえたところによりますと、全体のいわゆる損金といいますが、あれが340万円ということで、それが本来であればこの事業は皆野町、東秩父村、それぞれの観光協会、商工会の団体が寄り合っているもので、今回の中止については、全面的に県に責任があると考えられるのですが、県のほうの支出分というのはあるのですか。県は全く、聞こえてくるのは全く出さないというふうなことが聞こえてきているのですが、その辺はいかがかお聞きしたいと思います。

それから、その下の9ページ、款9消防費の中の節17備品購入費の中で戸別受信機購入費49万5,000円の減額になっておりますが、これ何台分で、どうしてこれが減額になったのか、ご説明いただきたいと思っております。

以上、お願いします。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 林議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、64歳以下の今後の予定ですが、7月の中旬から中旬に64歳以下全員の方に対して、クーポン券のほうを発送する予定でございます。7月の最終週に65歳未満の方の予約の受付を開始します。まずは、基礎疾患のある方、次いで高齢者施設の従事者、その順で予約を取る予定でおります。

それと、予約の状況なのですが、本日より70歳から74歳の方の予約を開始したところでございますが、今のところ85歳以上の予約率ですが63.4%、80歳から84歳の方の予約率が71.2%、75歳から79歳の予約率が63.8%です。70歳からとなりますと、昨日の時点では22.5%ですので、これからまた増えるかなという



ところでございます。75歳以上につきましては、6割から7割の方が予約を入れられているというような現状です。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 林豊議員さんからご質問のありました、8ページのポピーまつり負担金170万円についてお答えをいたします。

この負担金につきましては、ポピーまつりが急遽中止になったことに伴う準備経費分に関する負担金になります。金額的には実行委員会で管理をしておりますけれども、全体で417万7,000円かかっております。今年度は、コロナ禍での実施ということで、皆野町、東秩父村から20万円ずつ感染対策費として予算計上して支出をしていただいております。この40万円と前年度からの繰越金37万7,000円、これを差し引きまして、いわゆる赤字額というのが340万円という形になります。これを実行委員会の組織団体であります皆野町と東秩父村で折半をして、170万円ずつの負担ということになります。埼玉県負担分はあるのかということですが、この赤字分に対する埼玉県の負担分というのはございません。ただ、県の畜産安全課と話をすることをおきまして、今回の中止に伴う原因につきましては、県からの急遽の要請に伴うものであるということで県からのおわびの言葉もございました。そうした中で、来年度を開催するに当たって種代等が必要になってきて、それが約200万円程度かかります。この経費は340万円の中に含んでおりません。県の説明ですと、新たに予算を計上することは難しいけれども、県の畜産安全課の予算の中でその200万円が負担できるかどうか、検討を進めるということでございました。その200万円を秩父高原牧場の肥培管理費として確保ができれば、その負担を県としても考えたいということで説明をいただいております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 9番、林豊議員さんのご質問にお答えします。

9ページでございます。備品購入費のマイナス49万5,000円の関係でございますが、皆野町備品管理規程に基づく運用としまして、取得金額1万円以上、また耐用年数がおおむね2年以上のものは備品という扱いでございます。今回、防災行政無線戸別受信機、ダイポールアンテナ50本分なのですが、単価が9,900円ということで、上段を見ていただきますと需用費のところにプラス49万5,000円という表記でございますが、こちらが科目の変更を行った内容でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） ありがとうございます。コロナの関係については、大体私自身はある程度理解いたしましたので、これで結構です。

それから、産業観光課長、大変お疲れさまでした。いろいろ話していく中で、私なんか商工会の関連で絡んでいたものですから、県が一銭も出さぬと、ひどいではないかと随分責めましたけれども、おかげさまをもちまして、何とか回収とは言わないまでも、先々やっていけそうな雰囲気が出て大変ありがたいと思っております。

また、町長におかれましては、当日といたしますか、後日といたしますか、いわゆる町村会の関連で県庁を訪れたときに農林部の部長さんにしろ、また知事さんにしても、町長の顔を見た瞬間に大変申し訳なかつ

たと頭を下げられたというような話が伝わってきていますので、いろいろ何とか文句つけてやろうかなとも思っていました、そういうこともあったのでは、これは仕方のないことかなと。また、損金についてはどうなるのかなと思いましたが、今課長からもそういうことが聞こえてきましたので、大変よかったのかなと思います。大変皆さんお疲れさまでした。ありがとうございます。

最後の戸別受信機については、そういうことであれば私の勘違いといってもいいようなものですので、以上で結構です。ありがとうございます。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございますか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 今、林議員の関連の質問、ポピーまつりの関連で質問というか、確認したいのですけれども、私も340万円を東秩父と皆野町でそれぞれ半額ずつ負担するというに、一緒に進めてきた埼玉県も負担すべきだと考えていました。しかし、今先ほど産業観光課長から説明があったように、種代を200万円を負担してもいいのかなという県からの話だということですが、6月3日ですか、県が町に来ていろいろと説明をするということを私聞いていたのですが、そのときに出たこの話として受け止めていいのでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 5番、常山議員さんの質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおりでございます、6月の3日の日に県の畜産安全課の副課長、それから担当の主幹、それから秩父高原牧場の牧場長の3名の方が役場においでいただきまして、産業観光課の私と担当者のほうで対応させていただきました。同じ日に東秩父村のほうにも伺っておりまして、これまでの経過説明、それから先ほどの何とか種代等は確保したいというご説明がありました。その6月の3日の経緯の説明、そういった中で種代を負担ができれば、今後検討を進めていくという説明があったものでございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑はありますか。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 1点だけちょっとお伺いします。

3ページの歳入で、国庫補助金、目2の衛生費国庫補助金、説明欄に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として527万円、歳入のほうでありますけれども、この527万1,000円は具体的に言うと接種に係る費用なのでしょうけれども、受入れの窓口といたしますか、行き先といたしますか、そこはどこにお願いをするのですか。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 受入れの窓口、実際何を使うのかということで解釈でよろしいでしょうか。

○11番（四方田 実議員） はい。どこに。

○健康こども課長（梅津順子） どこに使われる……

○11番（四方田 実議員） 誰にでも、どこにでもいいです。

○健康こども課長（梅津順子） 接種体制確保ということでかなり幅広くございます。例えばですが、接種会場をつくるに当たってパーティションとか仕切りですか、接種会場の部屋をつくるパーティションとかをリースで借りております。そのような費用ですとか、あとワクチンを、今回のファイザー製のワクチン

というのはかなり超低温の冷蔵庫が必要になりまして、その冷蔵庫から普通の冷蔵庫に移して何日間か保存するとかいうときのその冷蔵庫の費用ですとか、あとは集団接種会場で従事する医師や看護師等の支払う費用ですとか、あとワクチンを秩父市保健センターがまとめて注文しているのですが、秩父市保健センターから各医療機関や集団接種会場に運ぶのに運送業者を使って配達しています。その運送費用の委託料を1市4町で分け合って負担しているとか、様々な接種に係る費用もろもろを含めて、接種体制確保事業のほうで賄っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 大体使い道は分かったのですけれども、これは保健センターか何かにまとめてこの費用は行くので、そこからみんな冷凍施設とか運送業者とか、そういうものに全部発注するのですか。窓口。一々それぞれ頼んだりするのですか。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 窓口は、皆野町のほうにお金は、補助金を申請しまして入る形です。町がそれぞれに支払う形になります。

○議長（若林光雄議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 不正とか、そういうつもりで言っているのではないのだけれども、そういういろんな設備をつくるのも町でつくったり、会場をつくったり、それと医療機関の保管庫をつくったり、そんなようなのは町で全部やるのですか。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 医療機関の保管庫をつくったりとかは、役場に冷蔵庫を買ったりとか、役場の集団接種会場の借用、レンタルリース料ですとかというものになります。だから、どこかの施設に支払うとかではなくて、町の集団接種会場ですとかに使うものとなります。冷蔵庫も役場の冷蔵庫です。

○議長（若林光雄議員） 3回目ですけれども、よろしいですか。

○11番（四方田 実議員） はい、分かりました。

○議長（若林光雄議員） ほかにございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 何点が質問したいと思うのですが、6ページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18の負補交の子育て世帯への臨時特別給付金700万円ということで、1人5万円ということですから、140人分ということだと思っておりますが、説明の中で非課税世帯等というふうに説明がされたのですが、もう少し細かく対象の世帯数も含めてお聞きしたいと思います。

それと、8ページの項1商工費、目3観光費、その節14なのですが、工事請負費ということで35万5,000円、観光トイレ洋式化工事の増額補正です。3月議会の中で私のほうから要望させていただきまして、早速補正組んでいただきまして、ありがとうございます。その下の節18の負補交の関係なのですが、ポピーまつりの負担金、これについては理解をいたしました。ただ、関連しまして、ポピーまつりが中止になったのが5月の21日だと思います。それ以前に秩父音頭まつりの中止を決定したのが5月6日頃だというふうに思います。それなのに何で秩父音頭まつりの補正が今回の補正で出てこないのか、この理由についてお聞きしたいと思います。

13ページになりますが、2の一般職のアの会計年度任用職員以外の職員ということで、補正前に比べて

3人減ということです。この減員の理由といたしますか、内訳といたしますか、これについてお聞きしたいと思えます。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 内海議員さんの質問にお答えします。

まず、子育て世帯生活支援特別給付金の関係ですが、住民税非課税世帯のほかに、コロナ感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、市町村民税均等割が非課税であるものと同様の事情と同じと認められるものが対象となります。人数の140人ですが、児童手当の受給者から埼玉県の数式に入れて算出した数が140人ということで140人を見込んだものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 内海議員さんからご質問のありました秩父音頭まつりの負担金の減額計上がないということですが、中止については議員さんおっしゃるとおり既に決定をさせていただいております。ただ、支出的なものはほとんどございませませんが、実行委員会等においてその辺の精算といたしますか、がまだ正式にはできておりませんので、そういった手続を経た後にできれば9月補正に計上させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 12番、内海勝男議員さんのご質問にお答えします。

13ページの給与費明細でございますが、会計年度任用職員以外の職員3人減員の理由でございます。これにつきましては、令和3年度当初予算の編成後の自己都合退職者、3月31日付でございますが、1名でございます。また、再任用職員を2名、常時勤務職員として見込んでおりましたが、その2名の方が短時間勤務採用ということで4月1日付でなった都合です。ですから、括弧書きで上に再任用短時間勤務職員プラス2になっておりますが、ここに該当しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 子育て世帯への臨時特別給付金の関係なのですが、この中にはひとり親世帯の関係も含んでいるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） ひとり親世帯を除いたその他の世帯ということでの数計上しております。ひとり親世帯につきましては、埼玉県のほうから直接支給するというような形になっておるため、今回町で計上したものは、ひとり親ではない世帯で家計が急変したものと理解していただければよいかと思えます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑は。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 先ほど来のポピーまつりについてお聞きします。

あのような形で急遽取りやめみたいになられたようですけれども、かなり期待していた人にあんなタイミングで一遍に中止がうまく伝わったものなのか、当日それなりの人が楽しみに出かけていったのではな

いかという推測があります。その辺はどう対応されたでしょうか。

それから、この170万円の財源は、町としては結局のところどこから手当てするでしょうか。

それで、その高原牧場の課長さんが200万円出してくれそうなことを言ったという話ですけれども、それはいつ頃の予算に反映されるのが期待できるでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 小杉議員さんからのご質問にお答えをいたします。

今回の天空のポピー、前日の夜7時頃に中止ということになったわけですが、その周知につきましてはホームページ、それから記者クラブへ翌日ですけれども、投げ込みをいたしまして、3社、4社ぐらい掲載をしていただきましたので、そういった新聞等において広く周知ができたものというふうに考えております。ただ、突然の中止でありましたので、当日会場に来られるという方も多数おりました。中止になったわけですが、そういった混乱を防ぐために、警備員3名は常時会場に配置をさせていただきました。当初予定していた6月6日までの間、車両整理を中心とした形で警備員を配置させていただきました。対応させていただきました。

それから、170万円の負担の財源ということになりますが、これは純然たる町負担になりますので、財政調整基金等を活用する中で捻出をしていきたいというふうに考えております。

それから、県の200万円、どの段階で予算措置をされるかということですが、県の説明ですと、新たな予算措置はしないということでございます。今ある今年度の予算の中でできる限り確保したいということですので、必ずしも200万円確保できるかどうかというのは不透明な形、県としても検討しますという答えでしたので、その辺りは不透明なところがございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そんなところなのかもしれないですけれども、産業観光課長とその県の課長さんとの、あとは信頼関係になると、向こうの課長さんにそれをうまく伝わっていただければいいわけでありまして、よろしく願いいたします。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第11、議案第19号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第19号 町道路線の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、廃止の議決をお願いいたします路線は、大字下日野沢地内でございます。本件は、マレットゴルフ場が建設されたことに伴い、町道の一部がコース内に入るため、路線を廃止するものであります。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一） 議案第19号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

議案の後ろに参考図を添付してございますので、御覧ください。本件は、大字下日野沢地内のマレットゴルフ場西側に位置する1路線でございます。廃止路線は青色で示してございます。起点は丸印、終点は矢印で表記してございます。本路線は、マレットゴルフ場西側から日野沢川までの路線でございます。中央の点線で囲まれている部分がマレットゴルフ場でございます。コース内に町道が一部入るため、路線を廃止いたします。

なお、起点、終点側に道路が残りますが、この部分は、国有道路敷でありますので、法定外公共物として管理してまいります。

以上、簡単ではございますが、議案第19号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎承認第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第12、承認第2号 専決処分承認を求めることについて（皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第2号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。令和3年度の地方税制改正に伴いまして、皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正が必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 太幡和也登壇〕

○税務課長（太幡和也） 承認第2号 皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会条例は、固定資産税の評価額に関する審査の手続、記録の保存など、審査に必要な事項を定めているものです。

改正の内容につきましては、改正条例の後に添付をいたしました新旧対照表で説明をいたしますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。新旧対照表上段、第4条第4項を削り、審査の申出における審査申出書への押印を要しないこととするものです。

下段、第8条第5項は、口頭審理における口述書への署名押印を要しないこととするものです。

続きまして、改正条例にお戻りください。改正文下段、附則、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、承認第2号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） ちょっと単純な話で申し訳ないけれども、要は簡単に言うと判こが要らなくなったという話なのではないでしょうか、署名でいいということになったということなのではないでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 税務課長。

○税務課長（太幡和也） 11番、四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

簡単に申し上げますと、押印を必要ないという形にするものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。



### ◎承認第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第13、承認第3号 専決処分承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第3号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町税条例等の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため皆野町税条例等の一部を改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 太幡和也登壇〕

○税務課長（太幡和也） 承認第3号 皆野町税条例等の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

令和3年度の地方税制改正におきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、固定資産税の負担調整措置や車体課税の見直し、また税務手続のデジタル化、効率化を推進する措置が講じられました。今回の皆野町税条例の主な改正は、個人住民税の非課税限度額における扶養親族の取扱いの見直し、固定資産税における認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設の軽減、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の延長でございます。

改正条例の8ページの後に添付をいたしました新旧対照表により説明をいたします。新旧対照表の1ページを御覧ください。なお、説明に当たりましては、根拠法令の改正による条項のずれ等で、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。新旧対照表の1ページからは、第1条関係となります。中段、第24条第2項は、個人住民税均等割の非課税限度額の判定に用います扶養親族の範囲を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ると規定するものです。

続きまして、下段、第36条の3の2、1ページおめくりをいただき、2ページを御覧ください。下段、



第4項は、給与所得者の扶養親族申告書を電子提出する際に、税務署長の承認を不要とするものでございます。

3ページを御覧ください。上段、第36条の3の3第1項は、個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族の申告については、年齢16歳未満の者に限ると規定するものです。

1枚おめくりをいただき、4ページをお願いいたします。中段、第4項は、公的年金等受給者の扶養親族申告書を電子提出する際に、税務署長の承認を不要とするものです。

続きまして、5ページ下段、第53条の9、1枚おめくりをいただきまして、6ページをお願いいたします。中段の第3項は、退職所得申告書を電子提出する際に、税務署長の承認を不要とするものでございます。

7ページを御覧ください。上段、附則第5条第1項は、個人住民税所得割の非課税限度額の判定に用います扶養親族の範囲を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ると規定するものです。

下段、附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を令和4年度から令和9年度まで5年間延長するものです。

1枚おめくりいただき、8ページをお願いいたします。中段、附則第10条の2、9ページに移りまして、中段、第14項は、浸水被害の防止、軽減のため、認定を受けて令和6年3月31日までに整備された雨水貯留浸透施設につきまして、固定資産税の課税標準を3分の1に軽減するものです。

その下、第15項は、中小事業者等が新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、認定を受けた導入計画に従って取得をしました先端設備等について、固定資産税の課税標準をゼロとするものです。

最下段の附則第11条から、3枚おめくりいただきまして、14ページの附則第15条までは、法律の改正に合わせ、固定資産税の負担調整措置に係ります対象年度を改正するものでございます。

1ページおめくりいただき、16ページを御覧ください。上段の附則第15条の2は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置を令和3年3月31日から12月31日まで9か月延長するものです。

続きまして、17ページ下段、附則第16条、2枚おめくりをいただきまして、20ページをお願いいたします。中段、第6項から、21ページ上段、第8項は、令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた営業用の軽自動車のうち、環境負荷の少ないものについて、その翌年度の軽自動車税種別割を環境性能区分に応じて75%、50%、25%軽減をするものです。

1枚おめくりをいただきまして、22ページ中段、附則第22条、23ページに移りまして、上段、第2項は、東日本大震災に係る固定資産税の特例措置について、令和3年度から令和8年度まで5年間延長するものです。

1枚おめくりいただき、24ページをお願いいたします。附則第26条第2項は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、令和4年までに入居した場合は特例措置の対象とし、その適用期限を令和17年度まで延長するものでございます。

25ページをお願いいたします。ここからは第2条関係となります。ここでは、法律の改正に合わせて、条項のずれ等を改正するものでございます。

新旧対照表での説明は以上となります。

改正条例の5ページにお戻りをください。改正条例、5ページ下段、附則第1条で、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するとするものです。

1 ページおめくりをいただきまして、6 ページをお願いいたします。上段、第3号中、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律ですが、昨日6月9日、国会において可決をされましたが、まだ公布がされておきませんので、法律番号が空欄となっております。法律が公布され次第、法律番号を加筆いたします。

中段の附則第2条から、8ページの附則第4条までは、町民税、固定資産税、軽自動車税に關します経過措置についての規定となります。

以上、簡単ではございますが、承認第3号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時50分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎承認第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第14、承認第4号 専決処分承認を求むることについて（令和2年度皆野町一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第4号 専決処分承認を求むることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年3月26日、令和2年度皆野町一般会計補正予算（第10号）を専決処分したので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 　みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

みらい創造課長。

〔みらい創造課長 黒澤栄則登壇〕

○みらい創造課長（黒澤栄則） 承認第4号 令和2年度皆野町一般会計補正予算（第10号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,259万5,000円を追加し、総額を56億4,765万円としたものでございます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

4ページを御覧ください。第2表、地方債補正は、減収補填債の追加でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による減収を補填するもので、限度額を832万8,000円としたものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。予算に関する説明書3ページを御覧ください。歳入からご説明申し上げます。款3から款13までは、いずれも交付額の確定に基づくもので、主なものは4ページ、最上段、款12地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、特別交付税1,364万4,000円の増額でございます。

3段目、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援国庫補助金550万円の減額は、県補助金への計上替えによるものでございます。

その下、目2衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金100万円の増額は、ワクチン接種記録システムとの連携に伴う健康管理システムの改修に係るものでございます。

その下、目7総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金764万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した国庫補助事業の地方負担分に対する交付金の受入れでございます。

4段目、款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金のバス路線維持緊急支援県補助金63万8,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響による路線バスの減少に対し、措置されたものでございます。

その下、目2民生費県補助金、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費県補助金392万6,000円の追加は、国庫補助金からの計上替えでございます。保育所及び学童保育所における新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございます。

5ページを御覧ください。2段目、款23町債、項1町債、目12減収補填債832万8,000円の追加は、先ほど第2表、地方債補正で申し上げたとおりでございます。

次の6ページからが歳出でございます。なお、説明欄に記載のない項目がございますが、これらは国県支出金の受入れ等による財源の振替でございます。

それでは、他の主なものについてご説明を申し上げます。7ページを御覧ください。2段目、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節12委託料、電算システム改修委託料100万円の増額は、歳入でもご説明いたしましたワクチン接種記録システムとの連携に伴う健康管理システム改修経費の計上でございます。

また、節18負担金、補助及び交付金、コールセンター業務負担金を節12委託料、新型コロナウイルスワクチン接種関連業務委託料として減額の上、振り替えております。

最下段、款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節18負担金、補助及び交付金、広域市町村圏組合

消火栓維持管理負担金50万3,000円の増額は、消火栓工事等の追加によるものでございます。

8ページを御覧ください。最下段、款13諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費3,096万2,000円の増額は、歳入歳出差引額の調整のため、財政調整基金へ積立てを行うものでございます。

9ページが給与費明細書、10ページが地方債に関する調書でございます。

以上、簡単ではございますが、令和2年度皆野町一般会計補正予算（第10号）の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 2つ聞きます。

最初に、町債、減収補填債というのは、これまでにありましたでしょうか、こういう町債というのが、もう少し詳しく、ただコロナ対策だけではなくて、どういうときにこういう債券が発行できるのか、そして、これがその後に出てくる土木費の中の道路新設改良費に充てられていますが、ここはどこか、どこの道路の改良に充てるのか、分かたら教えてください。

あと1つ、コールセンター業務負担については580万6,000円の減額ということで、その前の新型コロナウイルスワクチン接種関連業務委託料と、それで差し引かれているということは分かったのですが、このコールセンターに予約をするときの電話料なのですか、私たちがかけるときの、050にかけるというのは、電話料は有料と聞いていますが、なぜ無料にできなかったのか。ワクチン接種については、国がちゃんと責任を持って負担するはずではなかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則） 5番、常山議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、減収補填債でございますが、こちらは今回コロナ対策ということで、対象となります税目が追加されてございます。通常でございますと、当町ですと、すみません、過去まで全部確認をしたわけではないのですが、近年中に借り入れた記憶はございません。この減収補填債でございますが、通常地方交付税等を算定する場合に、標準的な町の収入というのを見込みます。その標準的な収入の見込みに基づいて、また標準的な支出を見込みます。その差分について交付税が措置されるわけなのですが、見込んでおいた標準的な収入が今回コロナ禍で著しく減少になったような項目、そうしますと、必要な財源が足りないという事態が生じてまいりますので、その分を地方債、減収補填債ということで借入れによって賄うというものでございます。その借り入れたお金の後年度の元利償還金につきましては、普通交付税において措置がされるという仕組みとなっております。

今回、対象としておりますこの金額の内訳でございますが、地方消費税交付金の従来分の額といたしまして387万7,000円、引上げ分といたしまして391万2,000円、それと地方揮発油譲与税の減収分、これが53万9,000円、これらを合算いたしまして、832万8,000円の借入れを行うものでございます。地方消費税交付金の従来分387万7,000円につきましては、措置率、交付税で面倒を見ていただけるのが75%、残りの地方消費税交付金の引上げ分と地方揮発油譲与税の両方につきましては、元利償還金の100%を後年度の交付税で措置されるというような状況になってございます。

また、減収補填債につきましては、基本的に建設費等に充当するのが基本となっておりますので、建設事業費のほうに充当してございます。この予算の充当につきましては、いわゆるその事業全般に対して充当しているということで、特定の路線を指定して充当しているものではございません。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） では、常山議員さんのご質問にお答えいたします。

電話料をなぜ無料にしなかったのかという件ですが、やはり多くの方から、050と0120はかなり違うので、無料にしてほしいというお声は4月26日以降いただいております。当初、契約当時は、ライン枠のほうを非常に多く取っておりました。見通しが甘かったと言えればそれまでなのですが、電話の回線がこれほど混乱するとは想定していなかったということがあるかと思えます。

今後につきましては、今後、若い世代になりますと、ラインで予約をされる方が多くなるので、コールセンターも電話がつながりやすくなるのではないかとということで、今後もこのまま050の電話番号でいく予定であります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 減収補填債については分かりました。また、道路の新設というのはどこか新しい道路を造るわけではなくて、これから何かやるときの建設費の中に入れるということ。

それから、コールセンターの、私も最初0120というのは無料だというのはよく分かっていたのですが、050にかけた場合は、てっきり無料で予約ができるのだと思っていましたら、聞いたところによると、請求がすごい請求をされたらと、電話代を、そういう方も聞いているので、それはびっくりして聞いたのですが、これから無料にしろというのも、今までの人はどうするのかということもあるので、大変なのですが、本当にそういう何か国がやっていること、それでちゃんと交付税措置というか、来ているわけですから、その辺がやっぱり最初の対応というのも甘かったのではないかなと思いますけれども、ラインだと無料なのですか、ちなみに。ではないのでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） すみません、今資料がないのですが、ラインの有料、無料は分からないのですが、ラインの場合は、多分電話と違いまして長い間待つということがありませんので、すぐできるので、費用がかかるとしてもさほどかからないと思います。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 分かったような、分からないようなのですが、とにかく050をかけて、少々お待ちくださいというみんな待っているのです。その間、どんどん、どんどん電話料かかってきますから、かからなければすぐ切ればいいのだけれども、少々お待ちくださいというずっと待っていると、その間に電話代もかさんでしまうと。これは、やっぱり秩父郡市の1市4町で少し対策を取っていただけないかなというのが私の要望です。

以上です。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 今回の件についてに尽きるのですが、私自身も課長に随分最初のときに言いました。この050だと、普通は一番最初に何秒ごとに幾らかかりますと言うのだけれども、それ言わないけれども、これかかるよねと言って、1日ぐらい待って、やっぱりかかりますと言われたよね。それなのです。非常に問題なのです。だから、電話かけるほうも、出た瞬間にこれにつながらない電話だとすぐ切ってしまうと、またかける、その繰り返し、これは確かにさほど電話料かかる部分ではないのだけれど

も、最近ですから携帯多いし、待っているとなると5分、10分待ったら随分なお金かかってしまうし、私も実際150回かけたのです、つながるまで。その中で経験した中でいうと、要は待たなければいけないのです。待てばつながるのです。待たないから何回もかけなければいけない。待ったときに聞いたのです、オペレーターに。手続しながらふっと聞いたのです、あんた、今何人でやっているのと。数人ですと答えました。先ほど午前中の答弁だと10人とか言っていましたけれども、とにかく絶対的な台数が少な過ぎるのです。だから、これから65歳未満、確かに言われるとおり、ラインでやる人も多いかもしれませんけれども、血の気の多い人たちが今度電話でもかけてきますから、多少なり、無料にしるとまでは言わないけれども、何か対策、オペレーターの数を増やすとか。恐らくオペレーターというか、交換業者みたいなのを丸投げしてやっているから、できるだけ数少なくやったほうがいいという感じでやったのかなと、後思いましたけれども、そうすると大変なことがまた繰り返されますから、多分ほかの町からも話が上がると思いますので、その辺、今後のために対策をしっかりと取っていただきたいということを要望いたします。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。



#### ◎承認第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第15、承認第5号 専決処分承認を求めることについて（令和3年度皆野町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第5号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年4月1日、令和3年度皆野町一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

みらい創造課長。

〔みらい創造課長 黒澤栄則登壇〕

○みらい創造課長（黒澤栄則） 承認第5号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第1号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ595万2,000円を追加し、総額を41億9,495万2,000円とするものでございます。

なお、本補正予算は、令和3年4月18日執行の埼玉県議会議員補欠選挙の執行経費を計上したものでございます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。予算に関する説明書3ページを御覧ください。歳入からご説明申し上げます。款17県支出金、項3県委託金、目1総務費県委託金595万2,000円の追加は、県議会議員補欠選挙執行委託費交付金の受入れでございます。

次の4ページからが歳出でございます。款2総務費、項4選挙費、目5県議会議員選挙費595万2,000円の追加は、県議会議員補欠選挙に係る経費の計上でございます。主なものは、節1報酬、投票管理者等報酬65万円、節3職員手当等、投・開票事務従事者手当257万1,000円、節11役務費、郵便料55万8,000円でございます。

5ページからが給与費明細書でございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度皆野町一般会計補正予算（第1号）の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号は承認することに決定いたしました。



#### ◎承認第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第16、承認第6号 専決処分承認を求めることについて（令和3年度皆野町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

す。

令和3年4月30日、令和3年度皆野町一般会計補正予算（第2号）を専決処分したので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 未来創造課長に議案内容の説明を求めます。

未来創造課長。

〔未来創造課長 黒澤栄則登壇〕

○未来創造課長（黒澤栄則） 承認第6号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第2号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,880万8,000円を追加し、総額を43億8,376万円とするものでございます。

なお、本補正予算は、新型コロナウイルス感染症に係る支援策をまとめたみなへの応援パッケージ及びサテライトオフィス整備事業に係る経費を計上したものでございます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

水色の仕切りの次からが予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。予算に関する説明書3ページを御覧ください。歳入からご説明申し上げます。上段、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目7総務費国庫補助金1億1,924万4,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の受入れによるものでございます。

その下、目10商工費国庫補助金5,399万2,000円の追加は、サテライトオフィス整備事業に係る地方創生テレワーク交付金の受入れによるもので、補助率は4分の3でございます。

下段、款20繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金1,557万2,000円の増額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

次の4ページからが歳出でございます。最上段、款1議会費、項1議会費、目1議会費3万3,000円の増額は、本日、既に議場内に設置されております、飛沫感染防止パネルの購入費を追加したものでございます。

下から2段目、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、地域コミュニティ健康増進活動補助金20万円の追加は、地域で健康体操を実施する団体を対象に感染防止対策経費として、1団体当たり2万円を上限に助成するものでございます。

最下段、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、5ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金、子育て応援給付金3,900万円の追加は、子育て世帯への支援として、18歳以下の子供1人につき3万円を支給するものでございます。

その下、ひとり親家庭支援金440万円の追加は、保護者及び児童1人につき2万円の地域振興券を交付するものでございます。

2段目、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費17万1,000円の増額は、地域のボランティア清掃活動を支援するため、感染防止対策用品を購入し、支給または貸出しを行うものでございます。

最下段、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、節10需用費、印刷製本費51万円の追加は、みなへの企業支援かわら版の発行に係るものでございます。

その下、節12委託料、経営相談業務委託料35万2,000円の追加は、経営専門家によるよろず相談に係る



もので、専門家の派遣経費を計上したものでございます。

その下、節18負担金、補助及び交付金、ワーケーション推進補助金650万円の追加は、町内の旅館業者が行うWi-Fi環境等の整備、ワーケーション宿泊プランへの補助を行うものでございます。

テレワーク導入補助金300万円の追加は、町内の中小企業等が実施するテレワーク環境整備を支援するものでございます。

消費喚起事業補助金500万円の追加は、商工会と連携した消費喚起事業の実施に係るものでございます。

サテライトオフィス整備事業補助金7,199万円の追加は、民間事業者が行うサテライトオフィス整備を補助するもので、歳入でもご説明いたしました地方創生テレワーク交付金を活用し、実施いたします。

キャッシュレス決済促進事業補助金2,600万円の追加は、消費喚起と新しい生活様式への対応を目的に、令和2年度に引き続き、ペイペイ利用へのポイント還元事業を実施するものでございます。

中小企業応援給付金1,000万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した事業者を支援するものでございます。

6ページを御覧ください。最上段、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費1,444万9,000円の追加は、指定避難所及び地域避難所における発電機等の備品整備に係る経費を計上したものでございます。

2段目、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節12委託料、スクールカウンセラー委託料174万9,000円の増額は、コロナ禍により不安を抱える児童生徒の不登校対策等のため、スクールカウンセラーを増員することによるものでございます。

3段目、項3中学校費、目1学校管理費、諸手数料57万2,000円の増額は、中学校修学旅行の中止に係る取消し手数料等の追加でございます。

最下段、項6保健体育費、目3温水プール費、プール利用受付機購入費57万6,000円の追加は、感染防止対策として入館業務を非接触により行うための機器を導入するものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度皆野町一般会計補正予算（第2号）の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 幾つか質問させていただきます。

まず、質問する前に、専決処分について、私は一言発言したいと思います。承認第6号は、1億8,000万円以上もの補正予算です。内容も豊富です。本来なら臨時議会を開き、審議をするべきものと私は思っています。それができない急を要する内容でしたら、せめて全員協議会を開いて説明をしていただきたかったと思います。これについては答弁は要りません。

それで、4ページの款3民生費の地域コミュニティ健康増進活動補助金が20万円と出ています。地域で健康増進のために活動している団体に補助金を交付することは、感染防止に活用できて大変よいことだと思いますが、これに関連して、私はこうした団体だけでなく、地域の伝統芸能を守って、行事がなくても練習をしている団体にも、感染防止対策として補助金を交付すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それからあと、次のこのみなのもので、左ページの3段目の給付支援の3の中小企業応援給付金について、もう少し詳しく説明をしていただきたいのと、あと右のページの経済再生、一番下の5番、消費喚起事業補助金、この内容をもう少し詳しく説明してください。

それとあと1つは、学習環境等整備のところですか。そのところで関連質問をします。私、3月議会でPCR検査について質問しました。現在、65歳以上の町民がPCR検査を希望したときの件ですが、3月

31日以降、現在もそのPCR検査は継続されていると思いますが、その後の検査数とか費用、町民負担について、今まで1万円ぐらいかかっていたと思うのですが、変更がないかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 常山議員さんからご質問のありましたみなのお応援パッケージの内容につきまして、ご説明させていただきます。

まず、給付支援の3番、中小企業応援給付金1,000万円の予算額でございます。これにつきましては、緊急事態宣言の再発令がありまして、また新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている事業者が多いわけですけれども、そうした売上げが減少する事業者の経営継続を支援するというのを目的にしております。これは、以前のコロナ対応でも実施をしていただいておりますので、今回は第2弾というような形になります。内容といたしましては、令和3年1月以降の売上げが前年または前々年と比較し、50%以上減少している事業者で、県、それから国が実施する給付金の対象とならない事業者を対象とするというものでございます。

それから、消費喚起事業の補助金500万円の事業でございます。これにつきましても、コロナの影響で消費意欲が低下しております。感染者数がなかなか減らないというような状況になっておりますが、内容といたしますと、密を避ける形でイベントとして抽せん会を実施をしたいというふうに考えております。1つは、町内事業者の活性化を図るということを目的としております。具体的な内容といたしましては、町内の協賛店を募りまして、その協賛店で一定金額の買物をしていただいた方に対しまして、抽せんをするというものでございます。抽せんの方法につきましては、現在検討しておりますが、スクラッチのくじ方式ですとか、例えば5枚集めたら応募ができるとか、何件かお店を回っていただいてスタンプラリー形式にするとか、どの方法がいいか、今検討している状況でございます。具体的な実施時期につきましては、今後の感染状況にもよりますけれども、できれば11月頃、秋口を予定しております。内容は、目玉の景品、かなりいい景品が準備できればと思っておりますが、そういったことで応募意欲を持っていただいて、町内消費をしていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 5番、常山議員のお尋ねの件、お答え申し上げます。

感染拡大の防止の関連ということで、郷土芸能団体への感染防止対策費についてということでございませぬけれども、現在、令和3年度の交付金の申請を受け付けている最中でございます。全部のものを見ていくわけではございませんが、今直接的に議員ご指摘のような要望というのは、こちらに聞こえてきておりません。また、引き続き関係団体の意見を聞きながら、慎重に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 常山議員さんからのご質問にお答えいたします。

PCR検査の補助につきましては、昨年度と同様に今年度も実施しております。令和3年度の申請件数は4件でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員）　みなへの応援パッケージのほうの産業観光課長から説明があった中小企業応援給付金というのが前年度よりも収入が減っているところに、それから国の特別給付ですか、それが支給されない人たちの中小企業の人たちに10万円、それでこの前のときは、最初は町内でも住民票があるというか、ちゃんとそこに住んでいないと出なかったのが、その後変えていただいて、住所は秩父市にあっても、皆野で商売をしている人には出るというふうになりましたけれども、その点は今回変わらないということによってよろしいのでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文）　お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおりでございます、町内で事業を営む事業者ということになっておりますので、そのとおりでございます。

○議長（若林光雄議員）　5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員）　それは分かりました。

それからあと、伝統芸能を守っていただいている団体にもということで、申請を受付中ということだったので、そういう人たちに話をしていきたいと思います。

それから、先ほどみなへの応援パッケージの学習環境等整備に関連しての質問で、PCR検査について、今年度も今のところ4件だということなのですけれども、PCR検査の費用というのは、地方創生臨時交付金、この応援パッケージのような、そういうところには直接検査費用としては使えないのです。しかし、今回、一般会計当初予算に計上されていた学習環境等整備、その3番にICT活用授業技法アドバイザリー業務委託、当初予算に583万円が計上されていて、今度は振り替えられてみなへの応援パッケージ、地方創生臨時交付金として使うことになったわけです。そういうことで、そうすると地方創生臨時交付金から拠出されています。その一般会計で計上されていて、浮いた財源583万円というのをを使ってPCR検査に充てることは可能なのですよね。ワクチン接種が進んでいるといっても、まだまだ特に若い人たちが接種するには時間がかかります。PCR検査を65歳以上などと限定しないで、希望する人が安い料金で行えるようにしていただければ、例えば秩父市のように1回1,000円のキットを買えば、多くの人が利用しているのです。そして、小さい会社なんかは、従業員分をとるので市に買いに行くそうです。例えば10人だったら1万円を持って、そうすると全部の従業員にその検査ができると、そういうのが1,000円でやっているわけです。皆野のようにでは、1万円もかかってなかなか検査しづらいのです、お金のことだけを言えば。ですから、今まで4件という、その前の年度もありましたけれども、やはり少ないわけです。ということで、こういうふうに地方創生臨時交付金が来たわけですから、それをうまく対応して、ぜひそういうことも検討して見ていただきたいと思いますと思うのですけれども、どなたか答弁をお願いします。

○議長（若林光雄議員）　健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子）　検討していきたいと思います。よろしく申し上げます。

○5番（常山知子議員）　ということで、私の質問を終わります。

○議長（若林光雄議員）　ほかに。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田実議員）　1点だけちょっとお伺いします。

8ページ、歳出のほうで、款3民生費、項2児童福祉費、目は1しかないか、説明欄で、子育て応援給付金3,900万円、これ18歳未満の子供に一律3万円の支給という予算になっていますが、それでこの応援

パッケージのほうでも、給付金というところで子育て応援給付金、これが出ているので、これのことだと思えるのですけれども、これはもう既に給付、給付の仕方です。それと関連して、給付支援の中のひとり親家庭地域振興券の467万7,000円、ひとり親世帯の2万円、それとかについて、これはどういう形で支給をするのでしょうか。既に行っているのでしょうか。例えば申請によって支給するのか、その人を役所の担当課のほうで一律3万円配るとか、その支給の方法、それといつ頃やるのか、やったのが分かればお願いします。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） それでは、子育て応援給付金についてお答えいたします。

こちらにつきましては、18歳未満の方が対象となるために、ゼロ歳から15歳までは、児童手当を受給している方につきましては、児童手当の口座に振り込む形を考えております。公務員の方と高校生につきましては、案内通知を出しまして振込口座等を申請で連絡していただくような形を取りたいと思います。実施時期のほうは、7月頃を予定しております。

ひとり親家庭の給付費のほうですが、こちらにつきましては、今商工会と調整をしているところでございます。対象のひとり親家庭に地域振興券のほうを郵送でお送りするような形を考えております。実施時期は9月を予定しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） ほかに。

8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） 私も1点お願いいたします。

5ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、節18負担金、補助及び交付金、下の欄から3、キャッシュレス決済促進事業補助金、これ以前のあれだと思えるのですけれども、たしかペイペイの関係だと思えるのですけれども、今の何件ぐらい申請している、町内においては。あと、1市4町で分かりましたらお願いいたします。

さらにそれに関連して、キャッシュレス決済促進ということで、令和3年度みなのお助けパッケージに載っていますけれども、何月頃から予定しているのか、計画が分かりましたらお願いできればと思うのです。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 新井議員さんからの質問にお答えをいたします。

8ページのキャッシュレス決済促進事業補助金ですけれども、これはペイペイを活用した事業になります。これにつきましては、昨年12月から1月に秩父地域で合同で一度実施をしております。店舗数ということなのですが、前回実施した際には、契約数でいきますとレジ1台で1契約というような形になるのですが、78契約が実施をしたことによりまして、117契約になっておりまして、150%増というような結果になっております。1店舗での複数の契約がなされておりますので、前回の最終的なチラシに掲載した店舗数は73店舗になっております。今回も第2段というような形、今回は皆野単独ですけれども、実施することによりまして、またさらに店舗数を増加を図っていきたいというふうに考えております。実施の時期ですけれども、実際には商工会のほうの協力もいただきながら進めていく予定でおりますので、まだ正式には決まっておりますが、コロナの感染がありますと、消費もなかなかありませんし、さらに飲食店への時短営業等がされているとなると、その辺の効果も薄れますので、そういった状況を見ながら、

できれば9月、10月あたりに実施ができればというふうを考えております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） ほかに。

2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） みんなの応援パッケージのほうで質問したいと思います。

前回というか、防災の関係で発電機の設置をとということで前回質問した経緯があるので、そしたら今度は発電機ということが出ているので、ぜひこの発電機について質問したいと思います。なぜかという、発電機を町で同じものをセットしてやっておけば、どこに持っていっても使える。よく災害があったとき、メーカーにするとどこの市では何とかという、H何とかと書いた発電機なんかもよく見ますけれども、やっぱり統一したものを、指定避難所と地域避難所というふうにつけるのであれば、この前物置をいいのを設置したように、ああいうふうにごとへ行って同じものが設置してあればきれいにも見えるし、発電機については、これでいくと相当な数をつけるのだと思うのですけれども、どのぐらいの予定で取りあえずいるのか教えていただきたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 2番、林太平議員さんの発電機に係るご質問にお答えいたします。

発電機につきましては、指定避難所につきましては5か所予定しております。三沢小学校、皆野小学校、国神小学校、皆野中学校、長生荘の以上5か所、比較的多く開設する指定避難所でございます。また、地域避難所につきましては、26か所全てでございます。形としますと、指定避難所のほうは若干規模が大きい2.6キロボルトアンペアのものを予定しております、地域避難所につきましては1.3キロボルトアンペア、全て同規格のものを導入する予定でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 今、発電機がガソリンとガス等々でありますけれども、その辺についてはどちらを検討しているのですか。ガスで発電機でやるのも最近は多くて、なぜかというガソリンの発電機というのは、室内に避難するぐらいだから多分室内で使うことが多いと思うのですけれども、ガスはガスなりにまた時間が少しもたないとか、いろんな問題はあろうと思うのですけれども、その辺はどちらを検討しているか。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 2番、林太平議員さんの再質問にお答えいたします。

燃料につきましては、時間の関係というのでしょうか、先ほど申しました指定避難所のほうでは3.5時間もつように、また地域避難所では3時間標準もつようにガソリンを予定しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） もうガソリンで準備しているようなので、それは結構なのですけれども、なぜかという地域によって年寄りが多く避難した場合なんかは、ガスであれば一発、電気でもガソリンでもかかるのはすぐかかると思うのですけれども、できるものならガスを幾らか検討してもらえば、持って歩いてすぐガソリンの心配をするのではなく、ガスポンペをちょっとでも持って歩けば使えるような形もできるし、ぜひとも今回は避難所と地域避難所にも相当な準備をしてもらうということで、この応援パッケー

ジが出たとき、これはよかったなと思っていますので、ぜひガスのほうも幾らか検討してもらうような形で地域にやってもらってもいいのではないかと思います。先ほどから言うとおりの、ガスは幾らか時間が多分短いと思うのですけれども、その辺のところも検討していただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 補正の商工費の中のサテライトオフィス整備事業補助金7,199万円は、この応援パッケージの中で出てきていないような気がするのですけれども、どのようなものなのでしょうか。

それともう一点、学校にスクールカウンセラーを置かれるということで予算計上されていますけれども、各学校にこのような方が配属されるのか、このような方はどのような経験とか資格とかある方がなるのか、またはどのような場面でのカウンセラーというものが始まるのか、よろしく願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 小杉議員さんからの質問にお答えをいたします。

5ページのサテライトオフィス整理事業補助金7,199万円でございます。これにつきましては、コロナ対策の応援パッケージとは別の事業でございます。ですので、このパッケージの中には含まれておりません。この事業概要ですけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機といたしまして、地方であってもテレワーク等で都市と同じように仕事ができるということが全国的に認識をされ、広がってきております。そうした中、国におきまして地方への新しい人の流れを創出し、活力ある地域社会の実現を図るということを目的といたしまして、地方創生テレワーク交付金というものが創設されております。その交付金が歳入の3ページに地方創生テレワーク交付金として5,399万2,000円計上してございます。この事業の内容ですけれども、大きく分けて2つございます。1つは日野沢地内にあります旧水と緑のふれあい館、これを活用いたしまして、宿泊機能付きのサテライトオフィスとして整備をいたします。もう一点は、町内の民間施設の空き工場等を活用いたしまして、物づくりの工房を造ると、企業向けに機械工作機等を設置をいたしまして、そうした工房を併設したサテライトオフィスに整備をするという2つの事業になります。この事業を実際に実施いたしますのは、オフィスプラス株式会社という秩父市内に事務所を有する事業者になります。この事業者から、民設民営方式でぜひサテライトオフィスの整備を実施したいという提案がございまして、今回このサテライトオフィスの交付金を活用して事業を実施することになりました。町が補助いたします金額は7,199万円、そのうちの4分の3が国庫補助となりまして、先ほど申しましたように5,399万2,000円となります。実際ふれあい館につきましては、今現在、閉館してからのなかなか活用が見つからなかったということでもありますけれども、この事業を契機といたしまして、ぜひそういった形で整備を進めていきたいというものでございます。民間の空き工場ですけれども、できれば大字皆野地内、交通の便もある程度いいところで見つければということで、現在、複数の物件が候補として挙がっておりますので、そちらのほうを今所有者の方と調整を進めている段階でございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 小杉議員をお尋ねの件、お答え申し上げます。

まず、スクールカウンセラーでございますけれども、主に小学校に配置を考えてございます。ただ、配置といいましても、各校専属ではなくて巡回配置というような形になろうかと思います。また、その資格

でございますけれども、今現在考えておるのは、公認心理師または臨床心理士の資格を持つものというふうに考えております。

どんなふうにスクールカウンセラーの業務が始まるのかということでございますけれども、各校の在籍する児童で不登校傾向にある児童、またはそのおそれのある児童に直接、またそれに関わる教職員に対して、カウンセリングであったり、アドバイスをしたりという業務が主になります。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） サテライトオフィスについての説明で再質問いたします。

ふれあい館がそのような形で計画されているということで、この予算が通って今年度中にはそれが整備される見通しかと思うのですけれども、整備するまではある程度それなりにうまくいくのだと思うのですけれども、実際それを活用する人は、どのような手段で、もう募集をかけてもいいのではないかなと思うのですけれども、パンフレットなりできるのでしょうか。こういういい自然の中にこういういいものがあるよとどのように発信していかれるのでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

事業につきましては、今年度実施をいたしまして、今年度の整備完成ということの予定をしております。その後の発信ですけれども、今回、オフィスプラスの方が一般社団法人秩父テレワーク協会というものにも関わっておりまして、できた後の運営につきましては、オフィスプラスのほうで運営をしていただきまして、その一般への周知につきましては、このテレワーク協会を活用いたしまして、広く周知を図ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 私も今のサテライトオフィスの件についてお聞きしたいと思っていたのですが、この補正予算は突出して大きいのです。今の課長の答弁を聞いていますと、先が分かっていないと、先にどういう使用の予定の使用予定者がいるか分からないと、要は作り手のほうにお任せでやるというふうに聞こえます。というか、そういうふうに聞きました。大丈夫なのですか。補助金が随分、いわゆる皆野町の負担でなくてというような、100%ではありませんけれども、かなりの部分を占めるからいいのではないかなというふうに聞こえているのですけれども、ふれあい館そのものにしても赤字続きでどうしようもなくて結局閉めたわけです。それをどのように活用するか、こういう時期であるから、サテライトオフィスだということのだけれども、これが治まったときにサテライトオフィスを使ってやろうという人がどれぐらい出てくるって分からないわけです。ましてや皆野町にどのぐらい来てくれるのかというのだって分からない。これは、移住促進の午前中の私の一般質問の中にも関わることだけれども、恐ろしいのは五千何百万円国から来るからいいのではないかなというふうに聞こえてしまうのだけれども、ここで使ったお金は、はい、さようならではないわけです。要するに我々が将来的に払っていく税金に関わってくるわけです。あまり先行きが明瞭でないような事業に手を出すべきではないし、手を出す時期ではないのです。7,000万円ですよ。そうでなくたって、あのふれあい館そのものだってそこそこの大変な事業です。見通しがきちんとあって、テレワークにしろ、サテライトオフィスにしろ、使い手がいるよというのであればやる理由

もあるけれども、あるかどうか分からない、使い手がいるかどうか分からないものをつくって、はい、お願いします、いや、皆野さん、なかなかなくてというのでは話にならないのです。やった後でどうなるか、もう少し考えたほうが良いと私は思います。町長、この件、どう考えますか。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 林議員は、大変慎重というのか、心配をしておるようですけども、私は課長の答弁、あるいは姿勢、そういうものに大いに期待をし、これからの町にある程度活力がついてくるだろうと、そんな期待もしておるところでございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） そういう形で過去にもいろんなものをつくったではないですか。これが焦げついてしまっているとは言いませんけれども、結構大変な重荷になっているではないですか。言いたくはないけれども、今回のこの事業のパッケージの中だって、プール利用受付機設置57万6,000円だけれども、何ですか、これ。1年間でプールにかかってくる収入が500万円いくかいかないのに1割です。1割かけてソーシャルディスタンスの確保、もう少し現場で何か工夫があればできることだと私は思います。また、そのぐらいの気持ちでなければできない事業でしょう。今5,000万円かかっているのですから、年間に。皆野町、そんな裕福な町ですか。答弁は要りませんけれども、少し考えたほうが良いと思う。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 度々プールが引き合いに出されますけれども、私はプールも健康維持、あるいはリハビリ、あるいは健康の増進だとか、そういうふう考えたときに、医療費がこれだけ軽減されているとかというような数値では出てこない、そういうこと、あるいはまた青少年の健全育成だとか、そういう点からして、私は他にない、皆野町しかとか、秩父市にはありますけれども、温水プールなんか年間を通して活用ができるというようなことで、私は大事にしていきたいなど、こんな思いはしておりますし、誇れる施設だと、こんなふうに思っております。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 林議員の質問と関連するのですが、サテライトオフィスの整備事業ということで、私も先ほど産業観光課長の答弁がされる前に、水と緑のふれあい館の活用方法について検討しているのかというようなことで、質問は用意してきたのです。以前にもテレワークとか、そういった関係であそこの施設を使うようなことも私も提案したこともございます。それはそれとしまして、いずれにしても民間に貸し付けるような形を取るのだと思うのですが、いずれにしても補助金の補助要綱ですか、限度額は幾らにするとか、そういったことも検討しているのかどうか、あそこのふれあい館をサテライトオフィスとして整備する場合、民間の事業者が整備するというのでしたら、そこの賃貸とか無料で貸し付けるとか、その辺どのような検討をされているのか、補助金の交付要綱を含めて。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 内海議員さんからのご質問にお答えをいたします。

事業につきましては、先ほど言いましたように民設民営方式となりますので、民間事業者が実際には事業整備をいたします。その事業費に対して、町が国の交付金を利用いたしまして補助をするという形になります。先ほど述べた事業費、町の補助額、それから国から受け入れる補助金、この額で国のほうには申請をしてございます。事業を実施する上で多少の変更等はあるかと思いますが、増額というのは当然認め



られないということになりますが、事業を実施していく中で減額というのは、場合によってはあり得るというふうに考えております。

それから、事業ができた後、水と緑のふれあい館を貸し付けると、賃貸借契約という形になってくると思いますが、具体的にはこれから事業者のほうと詰めていくということで進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） そうしますと、特に限度額とか、そういったことについては決めないで、この2か所整備を予定しているみたいですが、そこにそっくりこの七千何百万円ということを考えているのか、少なくとも補助金の要綱等をつくって、1か所の施設については例えば3,000万円とか、そういったことは特に考えていないということでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 要綱につきましては、この事業に対応する要綱というのは特段はつくってございませんが、町に補助金等に関する要綱というのが一般的な使える要綱がございましたので、その要綱を一部改正をいたしまして、この事業でも使えるような形に一部改正をしております。国のほうの補助の関係で、1施設上限が3,000万円ということになっております。ですから、2施設で6,000万円、それにさらに市有地といいますか、広くそういった経費も含まれての金額ということになっておりますので、1施設の上限となりますと3,000万円ということになります。

以上です。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 4番、宮前です。みなのお応援パッケージの左側の3番のところで、質問された方もいるのですが、こども給付金の予算額を3万円で割れば1,303人というのが出てくるのですが、対象者の人数を教えてください。

その下のひとり親家庭のほうなのですが、これも世帯数を教えていただきたいのと、最近は結婚される方も少なくなっているようなニュアンスを受けているのですが、逆にひとり親の世帯というのは増えているのでしょうか、分かったら教えてください。

右の4番に行きまして、先ほど新井議員からも出ましたけれども、キャッシュレス決済を皆野町で独自にやるということですが、前回と同じ20%でよろしいのでしょうか、その1点です。

下の5番に行きまして、ICT活用技法アドバイザー業務委託ですが、これは使い方を教えるということは、先生に使い方の指導をされるということではよろしいのか、生徒が休みの夏休みにでも指導するのか、そして何回程度行うのかを教えてください。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 宮前議員さんのご質問にお答えをいたします。

キャッシュレス決済のポイント付与のパーセンテージということですが、おっしゃるとおり、20%で予定をしております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 宮前議員お尋ねの件、お答え申し上げます。

ICT活用授業技法アドバイザー業務委託でございますけれども、おっしゃるとおり、学校の教職員にアドバイスを、研修を行っていただくという業務になっております。使い方と申しますよりは、むしろ今各校にあるICTの機器をフルに活用して、より効果的な授業を行うにはどうしたらよいかという実践、応用的な研修を予定してございます。時期でございますが、基礎研修、応用研修的なものをもろもろ含めて、事業の委託は9月いっぱいぐらいまでというふうを考えてございます。

また、回数でございますが、この事業、委託先をプロポーザルで決定をするということで考えております。したがって、町で示している仕様とすると、各校2回というのを示してございます。ただ、プロポーザルの中で業者側からの提案で、それ以上となることもあり得るというふうには考えております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 宮前議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、子育て応援給付金の対象者数ですが、18歳以下が1,279人となっております。こちらの金額だと、3を掛けると合わないのですが、郵送料とかも含めた金額となっております。

ひとり親家庭ですが、こちら対象者が保護者と児童ともに支給することになっておりまして、4月1日現在の対象者数が209名となっております。最近、ひとり親世帯が増えているかどうかということにつきましては、ただいま資料が持ち合わせておりませんので、後で調べてお答えいたします。

それと、先ほど四方田議員さんのご質問で、私、一部訂正をさせていただきたいと思っております。子育て応援給付金の関係ですが、7月に一般の対象者に対して給付金の申請書は送るのですが、その後、給付辞退届というのを、中には給付は要りませんという方がいらっしゃるの、その給付辞退届を提出していただくこととなります。その期間を1か月程度見込むこととなりますので、支給そのものは8月以降、もしかしたら9月になるかもしれません。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

9番、林豊議員。

〔9番 林 豊議員登壇〕

○9番（林 豊議員） 9番、林豊です。本議案について、反対の立場での討論を行いたいと思っております。

言うことは1点だけです。先ほど言いましたサテライトオフィス整備事業補助金です。最初に常山議員が言ったように、これ専決なのです。専決にしては非常に大きいというのが1つと、それからその中に本来7,000万円を超えるような大きな事業が入っているのであれば、またそれが町長がよく言われるリフレッシュプランの中に入っていた事業、それもやめるべき事業をやっとやめたなと思ったら、それをまた復活させるような事業の中に7,000万円という大金を投下し、なおかつその先がはっきりしない、こういうような事業をやるのであるならば、それこそ全協をやるなり、きちんとした手続を踏んでやるべきです。専決でやるなんていうのはもってのほかなので、反対をしたいと思っております。議員各位の考えをよく考えて

いただきまして、反対していただけるようお願いをして発言を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（若林光雄議員） 次に、賛成討論を許します。

4番、宮前司議員。

〔4番 宮前 司議員登壇〕

○4番（宮前 司議員） 4番、宮前です。今、話が出ておりましたサテライトの話ですけれども、私は使えるものはお金をかけて使ったほうがいいのではないかという解釈でおります。新しいものを全てつくるわけでないので、水と緑のふれあい館もいろんな話が出ておりましたが、私は直せるところは直して使うのがいいと思っております。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（若林光雄議員） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（若林光雄議員） 起立多数です。

よって、承認第6号は承認することに決定いたしました。



### ◎日程の追加

○議長（若林光雄議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。この際、同意第2号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時13分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎同意第2号の説明、質疑、採決

○議長（若林光雄議員） 追加日程第1、同意第2号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第2号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員、小笹昭二氏の任期が令和3年6月23日をもって満了することから、後任として浅見純子氏を任命したいというものです。

ご審議の上、原案に同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、討議を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第2号 教育委員会委員の任命について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第2号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（若林光雄議員） ただいまの出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に9番、林豊議員、10番、大澤径子議員、11番、四方田実議員、以上3人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に9番、林豊議員、10番、大澤径子議員、11番、四方田実議員を指名いたします。

念のために申し上げます。同意第2号に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成・反対を表明しない投票及び賛成・反対の明らかでない投票

は反対とみなします。

投票用紙の配付を行います。

〔投票用紙配付〕

○議長（若林光雄議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（若林光雄議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（若林光雄議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

続いて、開票を行います。

立会人に立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（若林光雄議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 11票

反対票 0票

以上のとおり、賛成票が多数であります。

したがって、同意第2号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員） 追加日程第2、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉

会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申出のとおり決定いたしました。



#### ◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員） 追加日程第3、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申出のとおり決定をいたしました。



#### ◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員） 追加日程第4、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申出のとおり決定をいたしました。



#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員） 追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申出のとおり決定をいたし

ました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（若林光雄議員）　ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

○議長（若林光雄議員）　お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（若林光雄議員）　これで本日の会議を閉じます。

令和3年第2回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会　午後　4時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長 若 林 光 雄

署 名 議 員 宮 前 司

署 名 議 員 常 山 知 子